

平成30年第4回大石田町議会定例会会議録

平成30年12月4日(火)、大石田町議会定例会が、大石田町議場において招集された。

1. 議長(村岡藤弥君) 午前 10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり

1番 岡崎英和 君	4番 関 幸悦 君	7番 遠藤宏司 君
2番 村形昌一 君	5番 村岡藤弥 君	8番 齋藤公一 君
3番 小玉 勇 君	6番 大山二郎 君	9番 芳賀 清 君
		10番 星川 久 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司喜與太君	産業振興課長	
副町長	横山利一君	(兼)農業委員会事務局長	井苺清隆君
教育長	布川 元君	保健福祉課長	高橋慎一君
総務課長	二藤部康暢君	教育文化課長	荒井義孝君
まちづくり推進課長	間宮 実君	建設課長	遠藤秀樹君
町民税務課長 (兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務課総務主幹	八 鍬 誠君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	鈴木 太
議会事務局議会主査	森 光弥

提出議案目録

承認第 6 号 平成30年度大石田町一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について

議案第 58 号 平成30年度大石田町一般会計補正予算(第5回)

議案第 59 号 平成30年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

議案第 60 号 平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)

議案第 61 号 平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)

議案第 62 号 平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)

議案第 63 号 大石田町医療給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

同意第 3 号 大石田町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(追加)

報告第 10 号 損害賠償の和解についての専決処分の報告について

議案第 64 号 平成30年度大石田町一般会計補正予算(第6回)

議案第 65 号 平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)

議案第 66 号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 67 号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

ただ今から、平成30年第4回大石田町議会定例会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 小 玉 勇 君

4番 関 幸 悦 君の2名を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 星 川 久 君。

1. 議会運営委員会委員長(星川久君)

おはようございます。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る11月15日告示、本日招集されました本年第4回定例会の会期・議事運営等について、11月20日に議会運営委員会を開き、提出される案件及び町政一般に関する質問等を考慮し慎重に協議した結果、第4回定例会は皆さんのお手元に配付している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本定例会は本日より12月7日までの4日間の会期とすることとし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、すなわち本日ではありますが、ただ今報告している会期の決定をいただき諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では議長の諸般の報告ののち、広域連合議会及び一部事務組合議会の報告を関係議員から報告していただきます。

次に、町長及び教育長より行政報告をしていただきます。

続いて議案の上程であります。本定例会に提出されている議案8件を一括して上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議会を開催し、本定例会の議案説明及び各課所管事項の報告をしていただきたい考えであります。

第2日目、12月5日は午前10時開議、初日に引き続き全員協議会を開催していただき、協議事項終了次第、全員協議会を閉会したい考えであります。

第3日目、12月6日は午前10時開議、4名の町政一般に関する質問を行い、終了次第、本会議を散会する考えであります。

第4日目、すなわち最終日12月7日は午前10時開議、ただちに議案の審議を行い、承認第6号より議案第63号については質疑、討論、表決を行い、同意第3号の人事案件については質疑、表決をしていただきます。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配付してあります会期・議事日程のとおりであります。

なにとぞ本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告をいたします。

平成30年12月4日 大石田町議会運営委員会委員長 星川 久。

1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本定例会の会期は、本日より12月7日までの4日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12月7日までの4日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告をいたします。はじめに、議長の諸般の報告をいたします。

去る、10月4日、5日に最上・村山両地方町村議会議長会合同会議が山辺町で開催され議長が出席しました。

会議では、当面する行政課題について情報交換が行われました。また、10月25日、26日には置賜・村山両地方町村議会議長会合同会議が小国町で開催され、小国小学校の「わくわくブランド構想について」を視察研修しました。

11月21日、22日に「第62回町村議会議長全国大会」及び「第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会」並びに「町村議会議長行財政セミナー」が東京で開催され議長が出席しました。

次に、町監査委員より10月24日付で、平成30年9月27日から10月3日に行われた平成30年度定例監査(9月分)の結果に関する報告を受けております。

監査の範囲は平成30年8月末日現在までの財務及び関連事務事業の執行状況であります。監査結果は平成30年度の大石田町関係の事務処理、事業の執行については概ね適正であると認めるものであります。

これで、議長の諸般の報告をお終わります。

次に、北村山広域行政事務組合議会平成30年第2回定例会に関する事項の報告を求めます。

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

それでは、私のほうから平成30年10月9日に招集されました平成30年第2回北村山広域行政事務組合の会議についてご報告申し上げます。お手元に別添資料No.1 ということで準備させていただいております。議案は1件です。平成29年度の事務組合の決算についてでした。これは原案のとおり可決されたところでございます。

また、内容に関しましてですが、最終ページの審査意見の3ページのところにありますが、児童生徒へ向けた視聴覚センターの活動、教育のみならず、ホームページやフェイスブックやらを駆使した各年代、各世代への周知活動というものに力を入れている実情もございまして。こういった説明もございました。

また、このお手元資料にはございませんが、去る10月26日組合議会全員でお隣宮城県の大崎市広域行政事務組合のほうに視察に出向いております。組合の運営状況、事業内容の説明のほか、現地研修ということで視聴覚センター、古川、旧古川地区にあるんですが、そちらのほうを視察してきたところでございます。

私からの報告は以上になります。

1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会平成30年10月定例会に関する事項の報告を求めます。10番 星川 久 君。

1. 10番(星川久君)

私より、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の10月定例会の行われました内容についてご報告を申し上げます。

認第1号平成29年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

認第2号尾花沢市大石田町は省略させていただきます。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認第3号尾花沢市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認第4号水道事業会計決算の認定について。

議第11号水道事業会計余剰金の処分について

議第12号一般会計補正予算(第2回)。

以上、6件の案件がございました。内4件が原案どおり承認、2原案が可決したところであります。詳細については、皆様方に配付しておりますお手元の資料を後ほどご覧下さい。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

なお、平成30年第3回定例会以降における当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配付しております印刷物のとおりであります。これをもってご了承承願いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

本日、第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年末を目の前にしてご多用のところご出席をいただき、感謝申し上げます。

それでは、9月議会以降の行政進捗状況等について申し上げます。

【総務課】関係です。

今年、創業80周年を迎えました紀文グループの「秋の大石田体験研修」が、10月15日・16日にかけて当町において行われました。今回の研修には30名を超す研修生が来庁し、創業者であります「保芦邦人翁」の寿像への献花や紀文グループ創業80周年を記念してご協賛いただきました「歌舞伎大石田公園」の観劇などを行いました。歌舞伎の公演は大石田町では初めてということもあり、多くの町民の方から観劇していただき大好評でありました。

【まちづくり推進課】関係です。

平成30年秋の叙勲において、元大石田町消防団副団長の土屋春義さんが、永年にわたる町消防団活動に尽力された功績が認められ、「瑞宝単光章」が授与されました。

◇次に、行方不明者の捜索についてです。

9月7日、小菅地区の65歳女性が行方不明となり、尾花沢警察署に捜索願が出されました。これを受け、尾花沢警察署と家族から消防団の出動と防災放送での呼びかけの依頼がありました。警察、消防団、地区民の方々による捜索が5日間行われましたが、発見に至らず現在も警察による捜索が継続しているところであります。1日も早い発見を願っております。

また、10月12日には次子地区において山岳遭難が発生しました。山形市の81歳男性が山から滑落したものであります。市町村境界付近での遭難事故であったため、村山市、大石田町、舟形町を所管する警察及び消防署、消防団や関係団体が連携し捜索が行われました。2日後の夕方に発見されましたがすでに死亡しており残念な結果となってしまいました。

◇次に、太陽光発電事業についてです。

ユニバージー75合同会社は「仮称:大石田町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書」を9月10日に県と大石田町、村山市に送付し、9月11日から10月10日まで当該配慮書の縦覧を行い、環境保全の見地から意見を求めました。

その結果、16通の意見が提出され、その意見に対する事業者の見解も示されたところでありませ

す。また、山形県環境影響評価条例の規定により、山形県から関係市町村としての意見を求められましたので、大石田町環境影響評価審査会を設置し、合計3回の審査会において専門的知見からご意見をいただき、11月9日付で意見の提出を行ったところでもあります。

【建設課】関係です。

8月5日から6日、15日から16日にかけての豪雨の影響により、町道5路線及び3河川において法面及び路肩の崩落が9件、護岸洗堀3件の合計12件の土木災害が発生いたしました。このため、国庫負担をお願いすべく、10月16日、17日及び11月13日に実施された災害査定に8件の申請を行ったところでもあります。

その結果、申請額6,547万8,000円に対し、決定総額は4,545万7,000円となり、採択率は69.4%でありました。

今後は、設計業務や工事費等の予算を町議会にお願いし、早期の復旧を目指してまいります。

【産業振興課】関係です。

◇農業を取り巻く状況についてです。

10月15日現在、農水省は全国の水稲作況指数を99と公表しましたが、これは、9月15日現在の100より1ポイント減に下方修正となりました。山形県全域においても同様に、99の平年並みから96への3ポイントの減となり、当村山地方も96のやや不良と軒並み下方修正されたところでもあります。

JA 大石田営農センターでは、計画集荷数量に対して約95%の集荷量とのことで、8月以降の断続的な降雨と日照不足により、登熟が進まなかったことが減収の原因とされているところでもあります。

一方、1等米比率は94%と昨年度より1ポイント低くなったものの需要が締まることとなり、昨年度よりわずかではあります米価の改善がなされているようでもあります。

そばについては、昨年と同じ約224haの作付けとなり、収穫作業もすべて終了しました。収量は播種期である8月上旬の降雨により収量への影響が心配されたところではありますが、昨年より約200俵ほど多い1,720俵を確保したところでもあります。

◇次に、わくや産業まつりについてです。

今年で6回目の参加となる、わくや産業まつりが10月8日に涌谷町で開催されました。

今年、涌谷町産の小麦「夏黄金」と当町のそば粉「来迎寺在来」を原料としたそばを「絆そば」と名付け、おいでいただいた多くのお客様に提供・販売を行い、好評を博しながら当町のPRと交流を深めてきたところでもあります。

◇次に、第22回大石田町新そばまつりについてです。

今年、10月27日と28日に開催し、大きな天候の崩れもなく県内外から2,500人の来場者を迎え、大変な賑わいをみせました。また、町内外の19の店舗・団体から出店がありました物産販売も加わり、多くの皆さんからご協力をいただき、「そばの町」をアピールすることができました。

◇次に、山形銀行本店前物産展についてです。

昨年に引き続き、9店舗の協力を得て11月7日から9日までの3日間にわたり、山形市の山形銀行本店前において物産展を開催しました。3日間多くの方々からおいでいただき、大石田町の観光PRを行っております。

以上、申し上げましたが、今後は来年度の予算編成に向けての作業を進めることとなりますが、「こころ通う 温かい町政の実現」に向けて、国や県への要望を強めるなど万全を期してまいり所存であります。そしてこれまでと同様、町民目線で全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご指導とご協力をお願いし、行政報告といたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

教育委員会としては次の1点について報告いたします。内容はスクールバスの事故についてでございます。

10月9日の朝、生徒を輸送中のスクールバスが事故を起こしてしまい、さらに子どもたちに怪我と大きな恐怖を与えてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

また、生徒の負傷状況の把握やショックへの対応等について配慮不足もあり、さらに事故直後の保護者への連絡やその後の関係者に対する説明の遅れなどの確な対応が行えず、保護者をはじめ学校へもご迷惑をお掛けいたしました。

そのため、保護者や町民の皆様には大変な不安、不満そして不信感を与えてしまいましたことに対しまして、心から深くお詫び申し上げます。

10月16日乗車していた生徒の保護者に、また10月18日には小中学校の全保護者に、これまで把握した事故の経過と今後の対応について説明させていただきましたが、事故の原因については現在警察で調査中ですので、運転手の事情聴取の進み具合を見て改めて説明会を開催する予定でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後もスクールバスの運行は継続していかなければなりませんので、スクールバスの運行事業について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この度の事故について、誠に申し訳ございませんでした。以上で、報告を終わります。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 承認第6号より、日程第12. 同意第3号まで、以上8件を一括して上程します。

日程第13. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

ただ今、上程になりました議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第6号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ480万円を追加して、予算総額49億6,473万8,000円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めるところであります。

議案第58号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第5回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ3億3,600万9,000円を追加し、予算総額53億74万7,000円とするものであります。

議案第59号「平成30年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ81万9,000円を追加し、予算総額8億9,858万8,000円とするものであります。

議案第60号「平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ89万8,000円を追加し、予算総額8,726万1,000円とするものであります。

議案第61号「平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ2,154万8,000円を追加し、予算総額9億4,888万円とするものであります。

議案第62号「平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加し、予算総額8,826万7,000円とするものであります。

議案第63号「大石田町医療給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

同意第3号「大石田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の齊藤 清氏を引き続き選任したいので提案するものであります。

以上、今定例会に提出いたしました議案等の大要についてご説明申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、慎重にご審議いただきご可決、ご同意下さいますようお願い申し上げます。

最後に、特別職及び一般職員の給与改定に伴う案件等について、追加提案させていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二藤部 康暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足説明をさせていただきます。早速あの別冊の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

承認第6号の平成30年度大石田町一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認についてであります。別冊ご覧下さい。

専決第10号のものであります。平成30年度大石田町一般会計補正予算(第4回)であります。

歳入歳出予算の総額に480万円を追加いたしまして、合計49億6,473万8,000円とするものであります。内容といたしましては、8月の大雨による災害の対応といたしまして小規模農地災害復旧事業補助金、それから捕植用の種子購入補助金などを急きょ取り組むことにしましたために、10月18日付で専決をさせていただいたものであります。歳入といたしましては、約260万円の県補助金などを財源といたしております。

続きまして、次の補正予算書をご覧下さい。

議案第58号になります。平成30年度大石田町一般会計補正予算(第5回)であります。本予算案につきまして、誠に申し訳ありませんが正誤表をあらかじめ提出させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億3,600万9,000円を追加いたしまして、合計53億74万7,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、ふるさと応援寄附金、いわ

ゆるふるさと納税であります。1億5,000万円を増額。これに伴う返礼品といたしまして9,000万円を増額。それから暑さ対策といたしまして、小中学校の空調設備関係といたしまして約6,600万円、非常に大きな金額で代表いたしましてこのようなものが大きなものとなっております。

歳入といたしましては、ふるさと納税の関係以外については国の交付金、あるいは地方交付税などを充てております。

次の補正予算書をご覧ください。

議案第59号平成30年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)であります。総額に81万9,000円を追加いたしまして、合計8億9,858万8,000円とするものであります。平成29年度に交付されました国庫負担金の返還金であります。

次の補正予算書をご覧ください。

議案第60号になります。平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)であります。総額に89万8,000円を追加いたしまして、合計8,726万1,000円とするものであります。内容につきましては需用費の補正となります。調理に必要な燃料費、それから光熱水費の補正になっております。

次の補正予算書をご覧ください。

議案第61号になります。平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算の第2回になります。総額に2,154万8,000円を追加いたしまして、合計9億4,888万円とするものであります。主なものといたしまして、利用者増に伴います居宅介護サービス給付費、それから介護予防・生活支援サービス事業費が内容となっております。

次の予算書をご覧ください。

議案第62号になります。平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)です。総額にそれぞれ46万2,000円を追加いたしまして、8,826万7,000円とするものであります。予算書の明細につきましては一般会計繰出金となっておりますが、平成29年度分といたしまして一般会計から事務費相当分として受けていた金額について、精査により一般会計に繰出金として戻してもらおうというものであります。

目録のある議案書にお戻り下さい。3ページになります。

議案第63号大石田町医療給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由といたしまして、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うためというふうになりますが、内容を簡単に申し上げますと、重度心身障害者、それから障害児の方で政令指定都市から転入された、大石田町に転入された場合に、それぞれの市町村民税の所得割の税率が違うわけでございますが、政令指定都市の場合、少し高くなっておりますので、転入された方が◎の対象にならない場合があります。そういうものを防ぐために、引き続きずっと大石田町に住んでいたんだというみなしをすることを内容となっております。

続きまして7ページになります。最後になります。

同意第3号大石田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を大石田町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法の規定により同意を求めるものでございます。

大石田町大字大石田丙347番地の齊藤 清 氏。生年月日 昭和17年10月3日でございます。齊藤氏につきましては、来年1月19日に任期が満了いたしますので、引き続き同人を選任したいということで提案するものであります。

以上、補足説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、上程議案について提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。
本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散会 午前 10 時 38 分

第3日目 平成30年12月6日(木) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます

山形新聞社尾花沢支社長の写真撮影を許可しておりますので、ご了承下さい。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

おはようございます。

事前に通告しております件でご質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

最初の質問は、教育委員会は町長が任命した教育長と教育委員で構成されている。町長の的確な指示で児童、生徒、保護者、町民の立場に立った教育行政を行うべきではないかということで、5点に渡ってお伺いします。

- ・スクールバスの暴走事故で、議会や議員への公式の説明がなければ議員は町政チェックができない。町民である怪我をした生徒への対応は適切であったか。
- ・命を失いかねない恐怖とストレスを受けた生徒への対応は適切だったか。
- ・保護者への対応は適切だったか。
- ・議員や町民への対応は適切だったか。
- ・児童生徒の安全のため教師をスクールバスに同乗させたようだが、業務命令を出す際に県教育委員会や文科省と相談したのか。

スクールバスの安全運行は業務委託を受けた業者の業務で最優先すべきことだが、改めて業者に適切な指導をしたか。

2つ目は、町民の国民健康保険税は県内で最も重い負担になっている。新年度に負担軽減を図る考えはないか。

国民健康保険特別会計で、年度末に1億円の国保基金が見込まれている。基金の1割の額で1世帯当たり1万円、2割の額で1人当たり1万円の負担軽減が可能になる。検討する考えはないか。ということでご質問いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

おはようございます。

まず、最初に私から答弁させていただきます。はじめに、国民健康保険税に関する質問にお答えします。

現在、国民健康保険基金給付基金の残高は1億円ですが、今年度中に2,000万円を積み立てる予算としており、順調に推移すれば今年度末の基金残高は1億2,000万円になると見込んでおります。

これまでの基金残高の推移をみると、平成18年度当初には2億6,800万円あったものが、平成22年度から24年度までの3年間に1億6,000万円を取り崩すなどして、平成27年度末には5,700万円まで減らしております。基金残高の減額の原因については各年度ごとの医療費の増減によるものでありますが、これまでの経過を踏まれば、今年度末に予定している1億2,000万円と

いう額が決して十分なものとは言えないと考えております。

保険税は、所得や介護保険・後期高齢者支援など多様な要因で設定されておりますので、議員がお示した数字だけを取り出して税率を判断することは困難であります。

新年度の保険税をはじめ、今後も安定した運営を確保する一方、適正な保険税となるよう検討を進めてまいります。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

スクールバスの関係につきましては、教育長である私が答弁すべきだというふうに考えておりますので、私のほうからお答え申し上げます。

ご質問にお答えする前に行政報告でも申し上げましたが、この度のスクールバスの交通事故により、生徒及び保護者の皆様、さらには町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに対しまして、心から深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

1点目の事故当日の生徒への怪我の対応については、学校で乗車していた生徒全員から聞き取りを行い、事故の経緯と体調、負傷状況の把握に努めながら応急処置と保護者への連絡、及び医療機関での受診について対応したところでございますが、事故直後の生徒の負傷の有無にかかわらず、速やかに医療機関に搬送し受診させるべきであったと自ら反省しております。なお、22日、10月の22日ですが、それまで医療機関でまだ受診していなかった生徒17名について、北村山公立病院に町のマイクロバスで送迎し診察を行ったところでございます。

2点目、生徒への心理カウンセリングについては、生徒22名に対しまして10月の23日から25日までの間で事故による精神的なショック、ストレスや悩み等について、県スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、以降も生徒の心のケアに努めているところでありますが、今後とも体調管理に配慮しながら、傷病と心理的な回復に努めてまいり所存でございます。

3点目、保護者への対応については事故当日の9日、中学校の全保護者に対しまして教育委員会よりお詫びの文書を配付するとともに、運行業者に謝罪の指示をしたところでございますが、事故の状況把握やマスコミへの対応に追われたとはいえ、運行業者とともにスクールバスの運行者として事故直後に、乗車していた生徒及び保護者に対しまして謝罪と説明に伺うべきであったと反省しております。なお、10月15日及び10月29日に乗車していた生徒及び保護者宅を訪問し、謝罪するとともに、16日には乗車していた生徒の保護者に対しまして改めて謝罪するとともに、事故の経緯及び今後の対応について説明を行いました。また、10月18日には小中学校の全児童生徒の保護者に対しまして、同様の謝罪と説明の会を設けたところでございます。

議員の皆様には事故当日の9日、事故発生の連絡を行い、16日には事故の概要及びこれまでの経過について報告、説明を行ったところでございます。

4点目、学校教諭のスクールバスへの同乗については保護者からの要望もありましたので、学校とも協議した上で運行業者を変更するまでの間、登校時は町教育委員会事務局の職員が、下校時は学校の先生方に添乗していただき生徒の安全確保に努めたところでございますが、その際、学校の先生方については学校長の指導の下に行ったところでございます。

5点目、運行業者への指導については、事故当事者である運行業者については事故当日の9日、またその他の運行業者を翌日10日、11日及び15日に招集し、運行前の健康チェックを徹底すること、道路交通法及び関係法令の遵守、適切な運行管理及び一層の安全運転の励行に努めること、万一事故が発生した場合、警察及び教育委員会、そして学校、さらには事故の状況により

ますが消防署に速やかに連絡することなど、改めて指導徹底を図ったところでございます。

今後もスクールバスの運行は継続していかなければいけません。運行業者に対して一層、適切な運行管理及び安全運転について指導徹底を図り、交通事故の再発防止と安心・安全なスクールバスの運行に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

最初に、国民健康保険税についてお伺いします。

町長は十分な基金とは言えないという認識であり、過去の事例を出して十分な基金と言えないという話でありました。あの9月の定例会、決算議会で基金額が確定しておりますし、町長の答弁にもありましたように、新たに2,000万円の積立、可能な状況にあるということもわかりました。

現在、国保加入世帯は999世帯であるそうです。それから、国保加入者、被保険者は1,858人だそうであります。それで、一人当たり国保税1万円引き下げに必要な金額は1,858万円になります。この基金、これを次年度の国保特別会計に活用するといいますか、そうした場合でも、さらにこの2,000万近くから見れば142万の基金の積み増しは可能なんです。平成29年度の決算よりも、さらに増えると、基金が増えると。んだら町長の言い分でいぐど、なんぼ基金あってもこれで満足というごどならねのがなと。次年度においても基金が増額も見込める、まるまる積立しなくても1万円1人下げでも基金積立の増加が見込まれる、こういう状況はどういうふうに捉えますかっす。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

毎回の議会でお答えしているとおりでありますけども、この1世帯当たりのその残高が多いということは、これは大石田町の国保の世帯数云々のほとんどが、ほとんどっていうあれなんですけど、5割、半分以上が農家が主体になっております。商店主は個人経営、その他の商店は社会保険とかいろんな大きい商店は、社会保険とかいろんなそういう社会保険に入ってるわけですけども、農家経済が農家の皆さん方が2年に渡って、すいかが予想以上に収入が多かった。このすいか収入によってこの保険税っていうものが、大きく変動するっていうことは税務なんかからもお聞きしますと、その通りでありまして、そういうことで農家の皆さん方のご努力がこの残高の結果になってるのではなかろうかなというような気持でありますし、もしこれが、何年か前のようにすいかが下落云々、農家収入が下落云々とした場合には、大きくその税額が少なくなるという、国保税額が少なくなる云々、それにかかる経費は医療費がそれ以上にかかってしまう場合があるものですから、やっぱり、基金残高っていうのはやっぱりある程度はやっぱり多いほうがいいのではなかろうか。安定した何パーセント前のように、1割上げなくちゃなんない、何割上げなくちゃなんないというようなこともあってご指摘も受けました。そういう点において、残高が安定している町財政、いろんなところ私も勉強しました。そういう点で安定している保険収入額、いろんな税額が安定している市町村ほど基金残高が多いっていう結果になってますんで、そういう点で基金残高はあったほうがいい。何もそういう別のところに使うわけではないんですんで、国保だけに使うというのが残高なものですから、そういう点で基金残高はあったほうがいいのではなかろうかなというような気がしております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ちょっと残高多いほうがいいっていうのは当然ですけども、それ町民から集めた金なんです。9月の定例会で町長に伺いしたところ、町民一人当たりの県内の順位、それから一世帯当たりの県内の順位、一人当たりのはご存知だったようですけども、世帯当たりの順位は知らなかったということで答弁いただきましたけども。これ県の出してる資料ですが、世帯当たりでは大石田町が一番高いんです。一人当たりですと県内で2番目ぐらいになります。いわゆる負担が多いっていうことは暮らしていく町、暮らしづらい町と私は考えるんですけども。流出人口、雪が多い、あるいは負担が多いということで、流出人口が増えないかなて心配するんです。そのへんは町長、どう考えますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

一世帯当たりは確かに県内で残念ながら1番ですけども、大石田町のその先ほども言いましたけども、一世帯当たりの国保加入の人数に関してなんですけども、一世帯当たりの人数が県内でトップという形になっております。そういう点において、一世帯当たりの国保税のあれが一番多いのではないのかなという感じしております。一世帯当たりが先ほども言いましたけれども、農家が多いという点でその農家の人たちがやっぱり一緒に、一世帯に入るその人数。ばんちゃん、じいちゃん、そしてまた親子、孫までの一緒に住んでる家庭が非常に多い。それから見てもそういう形の中で一世帯当たりの国保の税額が多いということになってんではなかろうかなというような気がしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

町長は、町民と「こころ通う 温かい町政」を目指しております。この現状ではそういう方向ではないと私は考えます。これ以上、議論しても平行線のようにありますからあれですけど、町民に「こころ通う 温かい町政」、ぜひ実現していただきたいということで次の問題に移りたいと思います。

スクールバス暴走事故です。

お伺いしたいのは、この事故の報告を町長はいつ知ったのか。教育長はいつ、いわゆる当日になるとは思いますけど、7時40分ですか、あの事故が発生したのは。ですから、どのへんでこの知らせを受けたのか、それぞれ答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

私のほうから答弁させていただきます。事故発生は7時40分なのですが、当日の朝8時半、8時20分ですか、私が登庁した折には課長はすでに事故現場の把握に行っておりました。そこで主幹から私は話を聞いたところでございます。町長には、課長が事故の現状を把握してからだと記憶してますが、課長からと私からと報告した覚えがございます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

当日は朝、登庁すると噂には聞きましたけども、教育委員会からの話はありませんでした。私は

村北に午前中、そして午後から広域行政のほうの議会のほうにだったものですから、最初に聞いたのは確か5時半、一番最初に5時半に教育委員会から電話ありました。今、公立病院のほうに診断を仰いでいるという話が一番最初の課長からの電話でした。それが、すぐそこの中に大山議員、そして岡崎議員がいましたので、すぐこういう状態になってます。今まで教育委員会から話が、連絡がなかったもんですから話ほできませんでしたが、今、教育委員会から話ありましたので伝えますっていうことで、そこにいた二人の大山議員、岡崎議員にはすぐ連絡をしました。

私も、事の大きさもありましたので、その後、会が終わった後、家に帰ってからすぐに荒井課長のほうに電話しまして、すぐ電話しなかったら議員のほうに、議員の皆さんに連絡すべきではないのかということ、教育委員のほうにも連絡しなければならぬのではなからうかという2点だけは荒井課長のほうには指示しました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

9日の夕方5時半に知ったということでよろしいですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

教育委員会からの連絡はそういうこと、私にはそうなってますけども、副町長には午後からの連絡ということでした。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの、町民多数がケガしてる。児童といえども町民であるということに間違いありませんよね。答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

間違いございません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

行政の仕事っていうのは、とにかく生命、財産を守る、安全・安心を守ると、重要なわけです。町のトップ町長ですけれども、夕方5時半というのはどうなのかなど。荒井課長がらは私、夜でしたけれども、当日連絡いただきまして、当日議員が知っておくべきであろうというごとの配慮をいただいたのかなと思ってますけども、町長が指示したことで課長がそういう行動、配慮したのかもしれないけども、教育長は8時に知っていただければ、町のトップにもっと早く知らせても良かったんじゃないか。何か知らせない、遅く知らせる理由があったんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

意図的に遅くしたわけではございませんで、当日の子どもたちの把握の状況から見て、また事

故の全体把握がまだまだできていなかったもんですから、連絡が遅れてしまいました。申し訳ございませんでした。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの7時40分、数名の怪我人、それがこの暴走バス、子どもたち降りられない状況ですねっす。怪我も多数出ると。普通災害時ですと安否確認、怪我人がいれば即病院というごどになりますけども、そのへんが実は私ども議員には16日説明があつて、経過状況だけの説明だけでしたけども、その後、保護者に配った経過報告の写しをいただきましたけども、これでちょっと子どもたちをどうその病院どがに連れていったのがどがつていうな、全然わがらないんですね。この中には、運転手から事故の報告を、状況の報告を受けようとしたが、運転手の体調が悪く見えたため後藤医院に受診させるよう連絡があつたと。運転手も怪我してますから当然医者にも行くんですけど、この7時40分で事故がわかった時点で、子どもたちはただちに救急車呼ぶなどして病院に運ぶような措置したんでしょうか、しないんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

救急車を呼んで運ぶような指導はしませんでした。と、申しますのは、子どもたちが全員元気だったからです。首の損傷を訴えたこどもが3人、気持ちが悪いと言ったこどもが1人、そして後でわかったこどもが1人で、全部で5人通院してますけども、いずれも元気だったんですね。それで、中学校の先生方は一生懸命対応してくれました。怪我した生徒に対しては状況把握して病院に連れて行こうという話もなったそうですけども、病院に連れて行くまではないと、授業終わってからでいいというふうに言ったこどももいたそうです。そんなことで緊急に救急車を呼ぶという対応まではいきませんでした。今思えば、大変状況判断が私を含め甘かったなあという反省をしております。どのような状況であれ、すぐ連れて行けばよかったなど、議員おっしゃるとおりです。その時点で子どもたちの様子が普段と変わらないとは言いませんけれども、そんなに緊急を要するものだという判断に至らなかったのは、私の判断ミスでございます。申し訳ございませんでした。

あと、運転手については、これは事故があつて病院に行けなかつたわけではなくて、運転手そのものが体調不良だったと。運転途中から体調不良だったと聞いてます。その体調不良の原因については、病院からの診断書もあり把握しておるところでございますけれども、この場ではそれについては本人のプライバシーもございまして、本人の口からいずれの機会かに説明することになるかと思ひます。よろしくお願ひします。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

事故直後の子どもたちは比較的元気だったっていうのは、これは教育長自身が確認したっていうごど、誰かの報告でそう感じたのか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

あの私自身が確認したわけではございません。うちの主幹が学校に向かつておりますし、そこで

校長先生から、あるいは担任の先生方からの様子を聞いて、そのように聞いております。

先ほど申しあげましたように、本来だったら元気であってもすぐ病院に連れて行くよう指示すべきであったなというふうに思いますが、運行業者のほうもそこまで対応が回らず、私の指導、的確な指示不足もあって当日の対応が遅れてしまいました。申し訳ございませんでした。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの怪我が重いどが軽いつてどういう基準で判断するんですか。失礼ですけども、医師の免許お持ちですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

医師の免許はもちろん持っておりません。ただ、通常我々が教育者として子どもたちの指導、監督をしていることから、大体の外見的な把握はできるのではないかとというふうに思います。ただ、先ほども申しあげましたように、本来だったら連れて行くべきであったと、私もそれから業者も反省しているところでございます。申し訳ございません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

怪我は外見的なものがあるかもしれませんが、ショック見えないんです。精神的なショックというのは、個々人でそういうリスクに強い子、弱い子がいる。完治するまで何ヵ月どかかる子もいるはずなんです。初期の段階で怪我も同じに完治するまで早い子ども、遅い子どもおります。これ専門の医師でないと判断できないと思うんです。判断ミスですでは済まされないんじゃないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

その通りでございます。できるだけ早く症状のチェック、それからストレス状況の把握をするべきだったのですが、22日、23日からの診断になってしまいました。先ほど申しあげましたように、県のスクールカウンセラーによるカウンセリングを行いました。その結果、やはり事故当初、かなりのショックを受けていた子どもが多かった。しかし、現在の状況を見ますと、お陰様で精神的なショックからは立ち直っているように思います。

なお、精神的なものは必ずしもその場ですぐ治るというものではございませんので、我々も今後とも注意しながら観察をしていくべきだというようなことで現在、指示をしているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの答弁の所々で、この状況判断教育長がやった、あるいは教育委員がやった。これ完全な医療行為、医療法に抵触しませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

私が診断したわけではありませんので、指示の不適合性を申し上げたところでございます。診断はすべて医師、あるいはカウンセラーにお願いしてございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

もう指示出す際に、軽いどが重いどがってそういう言い方されてる答弁だと思います。医療行為にあたると思いますが、いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

先ほどから申し上げましたように、指示したのは医療機関にかかりなさい、あるいはカウンセラーを受けて下さいは指示しました。ただ、軽いから、重いからという判断ではございません。ただ当初、私どもが当日にできなかったのは軽いと見てしまったという判断ミスがあったことは間違いございません。医療行為を行ったかどうかということではなくて、そのように判断したことの私の誤りでございます。診断につきましては、すべて医師にお願いしてございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

この議場だけの話だけで世間さ通じるかどうか、私は疑問に思います。

改めて町長にお伺いしますが、生徒が暴走するバスに数分間、5分、10分閉じ込められて、数カ所で車が縁石乗り越えたり、道路標識にぶつかったりとかで話聞いておるわけですけど、全く危険から逃れられない恐怖の極限の状態の中であつたわけです。そして怪我した。精神的にショックを受けだ。町長への通報が5時というのもこれまだかなりいかなものかと思っておりますけども、町民の命が危険にさらされた。私一人の議員です。このような重大事故過去にはなかったし、前例のない事態と。ただちにその晩にでも三役集まって対応策協議すべきでなかったかと思うのでありますけども、教育長は教育長で自分で判断して指示したと言ってるんですけど、やっぱり町長は最高責任者からの指示、先ほど町長は2点に渡って指示したというごどを述べられております。それはそれで結構ですけども、町民への対応の指示、教育長に判断を任せしたのは間違っていたんじゃないですか。ただちに町長の判断も含めて町民の命と健康を守る対策、あるいは再発防止対策をその晩のうちでも協議するべきであつたと思っておりますが、どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

スクールバス、また生徒に関しては、すべて教育委員会にすべて任せてるっていうか、そういう指導の中で教育委員会というものがあるもんですから、その中で一応そういう判断は教育長、そしてまた教育委員会の判断というような形で、それを捉えた上で意見があつたら、私にこういう形にもなってますっていう状況の中での判断ができるような体制であれば、またそのときには考えたんではなかろうかなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

教育の中身については任せでもいいと思うんですけども、町民の命が極めて危険な状況にさらされたという事実を、町長どう受け止めるんですか。私は一議員としてこのチェックできなかつたっていうな、非常に町民に私自身がお詫びをしなければならないかと思うぐらいの事態だと思ってるんです。いかがですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

今、町長の答弁にもありましたように、スクールバスの事業そのもの、もちろんトップは町長ですけども、スクールバスの事業というのはどのように展開なってるか議員もご存知のように、学校統合した時点で、通学の安心、安全を確保するためにスクールバス事業をしなければいけない。その運営責任者は教育委員会にあり、事務的なトップは教育長にあるというふうになっております。

業者の選定は適切であったかということも、もちろん我々も考えなければならないことですが、業者の選定も適正に行ったという自負はございます。契約者は町長ではございますが、業者の選定についての責任者は教育長である私であります。それから、指示監督もこれも運行責任者である私にございます。

そのような関係で、今回の事故につきましては本来だったら、ひょっとしたら議員おっしゃるように、私のほうから要請して三役会議等を開くべきだったのかもしれませんが、先ほど来、申し上げましたように、当初、事故そのものは大変重大な事故だったのですが、大変な事故だったのですが、子どもたちへの影響もあまり大きくは見受けられなかったという判断ミスのためにこのようになったと思っております。大変申し訳ございませんでした。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あのですね、追突事故起こして、全然怪我なくて車もひっこまなくても病院に行って下さいと、あとで何、そういうふうなごどが起きだわがらないんです。教育長の答弁の中に、たえず軽い、軽いつと出できますけども、あなたは本当にそういう医療行為、診断行為やってるんじゃないですか。これは明確な医療行為、違法・違反になると私は思いますよ。どうですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

もし、そういうふうにつえたのなら私の答弁の不備であったというふうに思います。ただ、医療行為をしたということではございませんで、その時の状況を見て、三役会議まで開くことではないというふうに思ったところでございます。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

三役会議開くまでもないという判断を教育長がしたと。町長の上さ教育長がいるんですか。教育長は町長の上におられる方ですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

教育長。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

そういうことではなくて、そういうふうにとられると困るのですが、スクールバス事業の責任者は私でございますので、町長に三役会議を開いて下さいという要請をするのが私の役目だというふうにして答弁したところでございます。私が開く必要がないから町長に開かなくていいよと言ったことではございませんで、私のほうでそこまでの必要はないと判断したので、町長に要請をしなかったということでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの先ほど教育長は児童・生徒といえども町民であると。町民の命が失いかねない。怪我で済んだわけです。精神的なショックで済んだわけです。転覆したら死者も出る可能性があったわけです。この重大な事故、先ほど町長にも聞きましたけど、町民の命を守る、子どもの命を守る、これは教育行政だろうが一般行政だろうが同じだと思うんですけど、そうした場合の判断のミスなんですか。いわゆる子どもたちを町民と見ていないんじゃないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

そういうことではございません。大変な事故であったと思いますし、子どもたちの命を大事にしないわけではありませんでした。ただ、先ほど申しましたように、事故は大変な事故ですけれども、子どもたちの健康状態はそこまでではなかったということ。三役会議開くまでではなかったというふうに判断したところでございます。ただし、事故についてはすぐ安全運行のために業者の変更の可能性の模索。そして、次の運行状況のための対策。そして、私どものできる範囲の中の安全指導はやったつもりでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

あの役場に前にどでかい看板がありますけど、人権擁護委員会の。あの標語、教育長わかってたら教えていただきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

申し訳ございません。頭の中に覚えておりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

思いやりを持ち命を大切にしましょう。人権擁護委員からです。全く子どもの人権が守られなかった。あの看板の意味なんですか。私はそういう意味で子どもと言えども、保護者と言えども、一般町民と言えども、町民の命が危険にさらされるという事態において、最高責任者はただちに動くべ

きだったと思うんですけども、改めてどう思いますか。しかもこの5時に報告受けたというごに対して、教育長なり、教育委員会なりに対して、なんらかの、受けた時点での指示はしたと言ってるんですけども、その遅れに対してのなんらかの、なんと申しますか、これは怒りまぐりしかないみだいなしたんですけど、町長はその後どういな、教育委員会全体に対しての指示どが、そういうなもの出されたんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

教育委員会に対する指示という形で、教育委員会に今回のその事故に関しての管理っていうのは、教育委員会に任せてる部分もありますんで、私も取るべきというのは、まず議会の皆さん方に現状の報告、そしてまた教育委員会の皆さん方にまず現状報告をし、そしてまたそのあとに考えるべきではなかろうかなという形の中で、指示っていう形でその日はそれで終わった形になりました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

12月定例会の予算、あるいは行政執行についてのチェック、審議の中で総務課長にお伺いしたんですけど、議員が渡航する場合は議長の許可が必要で、三役がどうかってお聞きしましたら一般職員も三役も届出が必要だと。届け出が出ていると。届出を議員は別ですけど、一般職員や三役の届出を誰が受理して、ただ届出さえすればそれでいいのか。海外渡航認める、認めないっていう、それは許可しないとかがっていうごどあのかどうか、答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

町の服務規程の中に、第22条の中に居住地から一週間以上離れる場合は届出をしなければならぬというのがありまして、あくまでも許可、認可ではありませんで届出というふうになります。なので、町長があえてダメだとか、たとえば一般職員に対して我々が許可しないという代物ではございません。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ただ出せば事務处理的にはなんら問題ないということのようです。ですからまた戻ります。質問戻ります。極めて重大な多数の方が怪我し、多数の方がショックを受け病院にすぐに搬送されなかったようですけど、この重大事態を重大事態と認識したのかどうか。教育の分野では私が責任者でと教育長言ってるんですけど、そういうな状態の中で届出は町長見ましたか。んじゃ。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

見ました。届出を受けました。(遠藤議員:「その中で渡航が、この事故処理が中途半端なまま渡航する、なんらかの意見持たなかったですか。」)

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

個人なものですから、何も。許可はしました。許可でなくて受けました。

1. 議長(村岡藤弥君)

個人ですか。あなたが教育長と任命した方ですが渡航しようとしたり、しかも町民の命が危険にさらされた事件が数日前に起きてる。ちょっとおかしくないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

届出はその前、事故の前でした。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

届出の事故の前ですけれども、そうした中で渡航されることに対して、あなた何が意見持だなかったがっていうごどです。それがその後、今ごたごたしている事態に来てるかなと私は思ってるんです。あの私に町民から手紙来ました。電話来ました。町民が怒ってます。激怒してます。渡航の判断、誤りがなかったんでしょうか。事の処理。速度とか処理の内容においてあなた自身になんらかの責任はないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

この件に関しては、私自身は責任はないと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

町民が命にさらされるような事態、先言ったように表看板に掲げられている看板。教育長も町長も人権という観点が全く欠けてるような気するんですけども、責任ないですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

渡航に関しては、申請に関しては、休暇申請に関しては、私はないと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

実はこの質問は教育長には、教育長の答弁はいらないと私最初申し上げました。失礼にあたるかどうかはありますけれども、弁解や弁明を繰り返し自己保全を図ると。そういうごとの答弁繰り返されれば、さらに町民の、児童保護者の、町民の、全町民の、怒りを増幅させかねないなど思ったので、教育長の答弁はいらないとやったんですけど、したいというごどだったんでしてもらったんですけど、私がもらった手紙の中で非常に辛辣なものがあります。税金から報酬をもらいながら仕事してる人という、そういった件があります。これは、私ども議員の間でも、議員の中でも私、前議長にも言ったんですけども、言った言葉ですけども、公務を優先貫けなければその職は辞するしかない

だろうと。町長に人事権があるわけですが、役職で公務を優先できない者、これを税金を使って雇う必要があるのかどうか。厳しい質問ですが、もう一度言います。公務を優先貫けない者は、役場の中でも役職を辞するしかないだろうと。人事権は町長にしかないわけです。役職で公務を優先できない者、税金を使って雇う必要があるのかどうか、厳しいですが答弁をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

その間の公務云々はないと判断しましたが、その後の一週間云々という形に関しては、個人的な気持ちの中での問題点ではなかろうかなという気がしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私、国家公務員でした。公務員たるもの公僕であれと。おそらくこれ24時間だと思えます。あど郵政省でしたから個人の秘密なんか絶対漏らしてならないよと、勤務中であろうが勤務後であろうと。それが鉄則だと思っております。ちょっとこれ教育全体が今非常になんと言いますか、一般行政のほうに近づいてきて、後退した形でいろんなことやられております。たとえばスキー場が廃止なってみたり、学校がなんぼ壁が汚れていようが、雨漏りしようが財源がないみだいなごと言ってますけど、憲法ではその学ぶ権利、これ憲法26条には、すべて国民は法律の定まるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると。②として、すべての国民は法律の定まるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うと。義務教育はこれを無償とすると。教育の義務は国の行政や地方の行政が学ぶ権利を保障するため、もっと安全な場所でしかも良好な教育環境の下で学ばせると。人命が危険にさらされる事態なんていうのは絶対起こってならないと、そういうごだと私思ってるんですけど。そういう状況を我々大人がつくっていかなければならないと。この度の事故、本当に過去に例のないような、町の町政史上、例のないような事態、極めて不的確な対応しかできなかったっていうごどが残念でなりません。人権を守る、子どもの命を守る、今は町民の命を守る、そういうごどについて執行部も議員もこれからはもっと厳しい目で立場でやっていく必要があるかなと。私自身の行政のチェック能力ここまでです。もっと問題があったような気がしますけど、これで質問終わります。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、7番 遠 藤 宏 司 君の質問を終わります。

11時5分再開いたします。

休憩 午 前 10 時 55 分

再開 午 前 11 時 05 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。4番 関幸悦君。

1. 質問者(関幸悦君)

おはようございます。

先に通告しておりますので町長に質問いたしたいと思っております。

はじめに、4日に町長の行政報告の中で触れられました。質問に先立ちまして、9月7日私の地区で行方不明が起きましたが、町長のリーダーシップの下ですぐに捜索の対応をしていただきました。課長、そして職員、消防団、地区の皆さんには毎日、連日連夜捜索していただいたことに対して、本当に御礼申し上げます。このことについては後で質問させていただきます。

町長に3点ほど質問したいと思っております。

1点目、全国的に地震、豪雨などにより水害、土砂崩れなどにより被害が多発しています。町でも8月の豪雨で次年度地区で住宅裏山、山林、田んぼの崩落の被害がありました。全議員で現場を視察して来ましたが、町内のみちのく村山農業協同組合、建設業界、商工会などの団体とは災害の協定はしているのか。協定を結んでいるとすれば内容をお聞かせ下さい。

2点目、先ほど私触れましたけども、私たちの地区で行方不明者が起きました。そのあの時、県の消防ヘリなどに出動を要請いたしましたが県では難色を示されました。人命救助に際しての県と消防ヘリ出動などの協議はなっているのか。

3点目ですが、町道は私たちの町民の生活道です。地域からの要望で計画的に整備をしております。私たちの地区の町道4号線の全面舗装工事が終わりました。長年の地区の要望が叶ったと思っております。あと、南小学校の通学路の拡幅工事今調査、設計をしておりますが、31年度からの工事と聞いております。このように随時整備をしておりますが、町道は老朽化して危険な道路がたくさんございます。どう進めていく考えなのかお聞かせ下さい。

答弁の後に再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

関議員の質問にお答えいたします。

はじめに、災害の対策や災害協定に関するご質問についてですが、本年は全国的に災害が多く発生しており、これにより被災され、あるいは犠牲となった多くの方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

大石田町においても8月5日から6日にかけて、そして同じく8月16日に豪雨に見舞われました。そして、町内各所にて道路や河川で被害が発生、また最上川花火大会が数十年ぶりに順延となるなど大きな影響が出たところであります。

しかしながら、人的被害が一切なかったことは不幸中の幸いであつたと安堵しております。また、この間、安全確認や周到な対策を講じていただきました町水防団や関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

さて、災害に対する町の対応とのご質問であります。町といたしましては今回のような大雨、土砂災害、大雪、地震等の各種災害についてはこれまで同様、防災計画に則り、配備態勢を講じてまいります。

また、各種団体との災害協定についてのご質問であります。情報提供から物資支援、避難支援、復旧支援、技術支援など現在18件の協定を締結しております。

続きまして、ヘリコプター要請の件であります。今年9月に小菅地区で行方不明者が出ました。関係議員も連日捜索にご協力をいただいたと聞いております。改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、消防防災ヘリの県との協議については、平成10年4月1日に「山形県消防防災ヘリコプター応援協定」を知事と県内全市町村長が連盟で締結しております。

そして、その協定の目的を「災害による被害を最小限に防止するため」と定め、どのような場合に応援要請をするかについては、「災害が発生した場合と救急・救助活動において、ヘリによる活動が最も有効と判断される場合」とされております。

このようなことから、消防防災ヘリに出動要請をする場合は、行方不明者がどのあたりにいるか予測されるときに救助活動として要請することになっているところであります。

今回の小菅地区で行方不明者の捜索については、行方不明者がどこにいるか不明なため、救急・救助活動を主体としている消防防災ヘリではなく、捜索活動を行う県警察ヘリへの出動要請を行ったところでございます。この警察ヘリとの協定などは特に締結したものではありませんが、小菅地区の捜索にあたってはヘリによる捜索のほうが有効ではないのかとのことから、町が尾花沢警察署を通じて県警察ヘリへの出動要請を行ったものでございます。

しかし、ヘリの出動要請を行ったときは天候が不順であり、ヘリが飛べるような状態ではないということで、ヘリの出動ができなかったものでございます。

行方不明者の方は今もって行方が知れず、発見できない状況でございますので、ご家族の方の心配は計り知れないものであり、1日も早く発見されることを願っているところでございます。

続きまして、町道整備に関するご質問にお答えします。

町では、平成25年度に「町道路面調査業務委託」を発注し報告を受けております。業務委託の内容につきましては、路線ごとに路面のひび割れ状況、わだち掘れ状況、平坦性について測定を実施し、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性を算出し、総合評価により破損レベルを判断しております。

この破損レベルと路線の重要度(交通量の多さ、地域からの要望状況)を総合的に判断して、道路整備路線を決定して補助申請し事業を実施しております。しかしながら、昨今の補助事業における道路予算は高速道路整備予算が最優先とされており、補助金がなかなかつかない状況になってきており、財政的に厳しい状況となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

前の遠藤議員の白熱した質問で、私ちょっとなんかそれで質問しますけども、やはり今、遠藤議員も言ったように標語になっております。思いやり命の大切ということで今、遠藤議員が力説しましたけれども、あとで私もこれを質問させていただきたいと思っております。

まず、災害についての質問ですが、災害が発生した場合、本当に被害の頻度によって対応すると私は思います。町ではさっきあの防災マップ、町で平成28年3月に作成しています。その防災マップ、せっかく防災マップ作成しているんですが、町民の皆さんはどのくらい見て保存しているのか、ちょっと私は持っておりますが、マップには風水害対策、火災対策、地震対策、学校、ライフライン、行政機関の連絡先、本当にこう詳しく地図を添えてマップに載っております。その中で町長に質問しますが、ライフライン関連機関と行政との意思疎通は図られているのか。また、町内の農協、道路維持管理組合、商工会などに毎年定期的に協議を図られているのか、お尋ねいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

答弁で申し上げました支援協定の件でよろしいでしょうか。という内容のご質問だと思うのですが、ライフラインといいますとたとえばガス、水、水道ですね。水道については環境衛生事業組合がありますし、LP ガスについては、県の LP ガス協会、エネルギーガス協会北村山支部と協定を結んでおります。もう少し踏み込んで広く申し上げますと、先ほど申し上げました物資支援、これについてはコカ・コーラとか、共同組合とか、ヤマザワさんなどなどやっておりますし、それから災害等が起こった時の復旧支援、これにつきましては町の建設業協会、それから尾花沢・大石田の観光業、観光業組合ですね、などなどあるいは東北電力など、それからもっとわかりやすく言えば、涌谷町との総合支援、それからルート347の絆の総合支援などなど18件の締結をしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

私にはインフラと行政、それから町内の業者、業者ていうが農協、それから建設業界、商工会ていうことで今質問したわけですが、今二藤部課長が話はしていると、いろいろと話をしているということでもありますけども、今、その団体、農協それから建設業界、商工会については、結構会長さんとかこの上の方が変わっていると私は思いますけども、その方についてもある程度はこう町の考え方については、防災の災害の考え方についてはお話ししているのでしょうか。ということは、先だって建設業界の方からお話がございまして、私はこの、この前町になんか、なんかていうのが要望書が出てると思います。建設協会から要望書が出てると思いますけども、その中で、建設業界の方は調査及び初期活動についてということで載っております。その中では建設業界の方は、県との協定に基づくボランティア活動でということでこう示しております。そういう意味でやはりこう町内の建設業界の方にもある程度はこう災害に、地震とか災害が出た場合はどのような対応しようとしているのか、ちょっとお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

災害の協定を結んでいますんで、その協定書を見れば、たとえば誰が会長になっても同じようなことでは、改めて町から説明というのはいらないんじゃないでしょうか。たとえば商工会にしても、農協団体にしても協定を結ぶってということは協定書があるってということなものですから、それでいいんじゃないのかなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

今、町長が協定があつからということでなくて、やっばしこうあのなった場合、災害になった場合初期行動があると思えますにゃ。あのそのなった場合については、ある程度はこの役場から発信し

なければ、私はその中である程度はこう制限されるのではないかと思いますけども、その初期行動からもしなった場合についてはどのように進んでいるのか、ちょっとそこもお聞かせ下さい。初期行動からあの消防署、警察とかってあると思いますので、その点、お聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長のほうに答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

災害があつてからどのような動きするのかということでしょうけども、もちろん、警察・消防についてはまずは当然のことながら、建設業組合については協定に基づいて、本来ならばいわゆる役所仕事である書類でどうのこうのつてあるんですけども、そういう場合は電話一つで会長に連絡する。会長から会員に連絡が行く、その会員については地区分けしてるそうです。あそこについてはあなたというふうなことで、もう自動的に常日頃のマニュアルができてるということで、すぐ対応していただけるというふうになっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

この電話でやはりこうなんかあつたときは電話でするのも当然だと思いますけども、建設業界の方が言うには、やはりこう協定は結んでいても私たちはどっからこうね、動けばいいのだろうかと迷ってるというあの話がされました。そういう意味で、やはりこう指示するのはここが役場で指示するのが私は最もな、電話でこうするていうごとの話だと思いますけども、そこについては、ぜひこう明確な指示を私はしてほしいと思いますが、町長お聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、総務課長が説明したとおりで、明確なきちつとした対応はやっています。やらなくてはいけないと思つてます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

んじゃ、あのぜひその点については、あのやはりこう災害が起きた場合については、やはりこう町民の方がやはり生命、それから財産を守るということで、やはり町でやらなければならないのかなど私は思います。

次2点目、先ほど私たちの地区で行方不明者が出たということで、私の中で防災ヘリを要請しましたが、その中で行方不明者がどこにいるか不明なためてこのあの答弁なつてるんですが、やはりあの悪天候で出られない、その人がどこにいるのかわからないということで答弁書があるんですが、やはりいろいろとあの毎回のように登山して、滑落して防災ヘリが飛んで救助してるていうのがございます。小菅地区で不明なつてから一週間後に村山市でも施設の方が不明になりました。その過程でやはりあの村山市で要請したとは思いますが、消防ヘリが飛んでいました。

そのついでと私は思いますけども、こっちのほう、大石田にもこう上空を捜索していたと私は記憶しております。そういう意味で、どこにいるのかわからないというだけで難色を示されたということでありまして、やはりすぐにそういう対応をしていただければ見つかったかもしれないと私は思っているんですが、やはりその点町長もう少し警察なり、県なりに要請はしなかったんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。(関議員:「町長の考え。町長は。」)まず答弁させて。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

まず、あのヘリコプターの役割分担というのを答弁のほうで申し上げたところでございます。消防防災ヘリについては、救助活動ですね、いわゆる救急車の空の部門といいますかですね、そういう救助、救急活動を行うヘリコプターであるということです。

それから、警察のヘリコプター、警察というのは行方不明者がいれば捜索するわけです。探すわけですね。そういう探す役割については県の警察ヘリ、警察のヘリコプターであると。それからドクターヘリについては患者さんを輸送するヘリコプターであると。そういうふうには様々ヘリコプターによっては用途、活動の目的が違うわけでありまして。今回、小菅地区のあとのその次年子地区においてヘリコプターが飛びましたけれども、あれも消防防災ヘリではなくて県の警察ヘリでございます。ヘリコプターの色見ていただくとわかるんですが、消防はやっぱり赤色なんですね。赤色で塗らているのが消防のヘリコプターですので、それ以外の県の警察ヘリは青にちょっとした色が付いているものですが、青色であれば警察のヘリ、赤であれば消防のヘリだというふうにご覧いただければいいのかなと思います。ということで、山岳遭難についても県の警察ヘリコプターで探して、そして救助したということでございます。本来、警察ヘリがですね、救助できない場合については防災ヘリを呼んで、その山岳遭難の場合でも救助については消防のヘリコプターが向かうところでございますが、今回なんとか警察ヘリでも救助できたということでございますので、捜索にあわせて一緒に警察ヘリで救助して、そして助けたというようなことになってます。

そんなことで、あの要請はですね、町でもしなければならぬというふうに思いましたので、今回あの消防のほうでは捜索活動はやっぱり基本的にしませんので、県の警察ヘリコプターのほうの要請をさせていただきました。ところがその要請を行ったタイミングが悪かったのかどうかわかりませんが、県警のほうから尾花沢警察署を通じてヘリコプターは飛べない状況ですというような返事が来て、残念な結果になったというところでございます。もちろんあの必要であれば、すぐにヘリコプターの要請を行うべきだというふうに考えているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

天候が悪くてタイミングが悪かったことですが、その後の対応については、やはりこう私はこう要請してほしいなと私は思います。まず、間宮課長は本当にこう連日連夜本当に来ていただきまして、対応していただいたのは本当にこう、私はこう町の対応には感謝したいと思いますけれども、それ悪いていことなくてやはりこうもう少し町長、あの町長の要請で、担当課で要請するでなくて、町長がもう少しこう要請すべきだったのではないかと思いますけど、町長、今、間宮課長か

ら答弁あったんですけども、町長はどう思いますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

担当課長にはきちっとした指示をしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

担当課長でなくて、県に私は吉村知事に、県知事にある程度、県知事でなくてあの県知事でなくて県に私は直接要請すればよかったのではないかと私は言ってるんですが、そこ町長どうなんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そこまでの配慮がなかった点、お詫び申し上げます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

町長、もう一回答弁。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

担当課長の指示は町長の指示だと私は思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

何回言っても埒が明きませんので、んじゃ、あの別の質問をさせていただきます。

3点目の町道整備について質問させていただきます。町道の整備については、本当に私が先ほど言いましたけども、実施計画を策定し順次整備をすると思います。全員協議会の中で進捗状況は遠藤課長のほうから詳しく説明をいただきました。町内に老朽化して危険な町道は私はあると思います。私は町民の方から言われております。町長、毎月クリーンアップで各地区を私は巡回しております。と思います。巡回をしていて町道の危険な箇所は町長はどう、あんのか、ないのか。私はあると思いますけども、私は毎月町内を巡っていると思いますので、町長は目につくと思います。町長、答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

いろんところ直さなければ、修理しなければならぬという道路はたくさんあります。それ、だから急にじゃ、やれっていつてもちよっと難しい面もありますので、(関議員:「んなくて、町長がこう周っていんなんだがら、そういう気が付きませんでしたかと私は質問した。」)だから、気が付いてる場面があります。気が付いてる道路も。(関議員:「具体的に。」)

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

んじゃ、私具体的に町長に申し上げます。旧347国道、現町道田沢街道坂ノ上線。町長そこ通ったことありますにや。道路は大変危険な道路と言われております。道路は盛り上がり冬期間は大変危ないと言われております。町では教育長、毎年町内一周駅伝をやっておりますが、その道路については大変危険で、どうしてこんなとこ走らせるのかということもと言われております。この町道は生活道として、また農作業で活用してます。その田沢街道については具体的に計画に入っているのか、町長はそこ見ているのか、危険だと今さっきあるということであったんですが、その見えますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

場所、具体的にどこかちょっと私わかりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

旧347。田沢の元の笹原商店から坂ノ上の旧347、国道。高橋保健福祉課長のところまでの道路。私言い方ちょっと、旧国道347号線。旧はあそご347号線だべ。国道。いやあの、町長、そういうことで町民からあの言われております。そして、そこの一周駅伝についても大変危ないということで話しておりましたけども、そういうこと町長どう、今あの具体的に私は言いましたけども、町長どう思いますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

私もそこ通るときありますけども、そんなに、ああ危険だっということはそんなにも感じてはないんですけども。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

なんだ町長、危険だ、何がでなくて、あそこ見ればんじゃ、あの道路は道路が中央が盛り上がりしているんです。盛り上がりってます。冬期間については大変私は危険だと思います。町民からも言われております。副町長それは何がでなくて、ただ大変危険だということと言われております。ぜひそういう危険な箇所はいっぱいあると今町長が言われておりますけども、これからそういう危険な箇所はいっぱいあるとういうことでありますけども、ぜひこう実施計画に載せて整備をしていただきたいなと思いますけども、町長答弁お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先ほども小菅地区の皆さんからも要望ありましたとおりに、順次、要望に応じてやっていきたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

教育長にはあのしてませんが、議長のはからいで教育長に質問していいですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

どういった内容、同じ内容？内容によっべ。

1. 質問者(関幸悦君)

今の、あの一周駅伝がそこを今なってるんですが、駅伝のコースになってるんですが、そこは危険な道路というごどでは言われていないのか。というごどなんですが、もし、却下すればいいんだげんとん、却下されればいいんだげんとん。(議長:「いいですよ。どうぞ。」)

教育長に質問させていただきます。そこは一周駅伝のコースになってるんですが、保護者から大変危険だということ言われています。町長はそういうことお聞きしたことございますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

駅伝の実行委員会の中で、保護者からということではなくて監督、並びにチームのほうから走りづらいというふうなことは聞いています。ただ、あの走行できないような危険度があるかという、そうは理解はしておりません。駅伝では使うけども、走りづらいというのは聞いてます。でもそこはじゃ、走れないかというそうではないということです。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

教育長もよ、その保護者が大変危険だと言っているのにそこは危険でないとい、あの教育長がコースではないということの今答弁ありましたけども。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

再答弁します。○か×かではなくて、危険というほどまでは言えないけども走りづらい、もっと別な方法があるのではないかという意見は出てるんですよ。ただ、横山から田沢に行くにはあの道路通るしかないんですね。バイパスを通るわけにはいかないし、里の裏側を通るわけにはいかないし、そういうことであそこを通しているのですが、走りづらいという意見はあります。それで、なんとかならないかという意見はあります。しかし、できないかと言われるとできない状態ではない。ということをおし上げてます。ですから、危険かと言われると大変答弁には困ります。走りづらいことは事実ですが危険だとまでは言えない。走る段階ではですね。あの車はまた私の扱うところでないので答弁は差し控えますが、走る段階においてはこう斜めになっているので体がまっすぐに保ちにくいとか、でこぼこがあるとか、あるいは穴が開いてるとかそういうので走りづらいは聞いてます。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

教育長の考えはわかりました。んじゃ、順不同になりますけども、あの11月7日、9日に建設業界から要望は出されましたけども、その中でその建設業界にはどのような対応したのか、対応するの

か、ちょっとそこらへん答弁をお願いします。要望書、2点出てます。要望書、町長、対応したのか、それともどういふふうに対応するのか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

一応、要望書を見てみましたが、対応できるところはしなければならぬし、できないものはできないという形の中で答えなければならないなと思っております。できる範囲の中で対応はしたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

夕べ TUY テレビで、午後7時から急増する都市水害、日本が危ない。いつ起きるかわからない。自然災害が起きた時の準備ということで放映が、あのテレビでありますけど私はそれ観ました。本当に大石田は堤防できる前は本当にこう水害に悩まされたのではないかと思います。今は大きな被害には遭わないと思っておりますけども、この中ではやはり、やはりっていうか飲料水、食料などの備蓄は必要ではないかと力説していました。私は、前言ったんですが、ある程度の備蓄の準備は必要だと思いますけども、その点は町長、お聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

確かに備蓄も必要だと思います。だからこそ、先ほど関議員にお答えしましたが、いろんな物資とか、いろんなところ、ヤマザワさんとも協定を結びましたし、いろんなところから物資を運ぶような手立てを考えています。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

町長よ、そのある程度はこう提携してることでなくて、私はある程度はこう水とか飲料水、飲料水とかある程度の簡易食料などは備蓄、備蓄っていうが、こう備蓄てんなくて、提携でなくて備蓄していくべきということで私言ったんですが、そことヤマザワどがにゃ、こっちのほうで提携してるごどでなくて備蓄する必要があると言ってるんですが、備蓄してるんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

最低限の備蓄はやっております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

最低限の備蓄ということでありますけども、ちょっと具体的にちょっと教えていただけませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

備蓄関係についてはこれまでも何回か申し上げましたが、水とあるいは毛布とか、アルファ米とか、それから乾パンですね。どのぐらいあるというのはちょっと今手元探せばあるのですが、じゃ、何人分、何週間分あればいいのだっていう判断が私どもつきません。要は、どういう災害を想定しているんだと。で、町が全壊するようなことがあればヤマザワもへったくれもないんですね。ので、一定の区域がたとえば1日、2日持てるような食料があればいいのではないかと考えております。なので、ローリング見ていただくとわかりますが、5年で消費期限切れるものを5年間ずっと備蓄して、それを期限切れなものは皆さん方に提供するとか、そういう形でローリングして常に新しいものを備えております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸悦 君。

1. 質問者(関幸悦君)

私は今さっき、町長に質問したんですが、今、二藤部課長のほうから備蓄はしておりますということですので、それは災害の頻度によって私はある程度は町で考えると思いますので、ぜひそこは備蓄してるということですので、私は安心しております。

んじゃ、最後になりますけども、本当に町長は公約の中で言っております。安心・安全なまちづくりという公約しております。インフラ整備は本当に町民が安心して生活していく上では欠かせないことではないかと思えます。ぜひ、災害では関連機関と連携を密にして対策をしていただきたいと思えます。そして、先ほど私が言ったように、危険な町道があると私は具体的に提起いたしました。ぜひ、早急に改修をしていただきたいと思えます。

あと、今日、町長、副町長に対して小菅地区のインフラ整備の要望に際して、快く引き受けていただきまして本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

これで、私の質問を終わります。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、4番 関 幸悦 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それでは、よろしく申し上げます。

全部で3つ質問あるんですけども、その内の2つはですね、森林開発の功罪。とりわけその内の負の部分といいますか、マイナスの部分で町の考えというか町長に聞きたいと思えます。それ、質

問読んでみますね。

黒滝山の土砂流出は人災ではないのかという質問です。

平成22年の土地取引によって所有者が変わったためにですね、小平林道っていうのかな、あっちのほうから見るとわかるように土がむき出しになって屏風のようになっております。そのために大雨が降るごとにですね、町道に土砂が流れ出し去年、一昨年あたりは木がですね、ガードルを突きって川のほうにおっこっていったというような話もありました。所有者に対して町はどのようなその指導をしているのか。管理は大丈夫なのかということを知りたいと思います。

2番目、メガソーラーはどうなったかということですけども、先日の新聞によりますと、というよりもあの昨日、一昨日あたり大量のその資料をもらってしまったんですけどね。昨日3時間ぐらいかかって読んでみました。そのことについてまず、会社側は提出した環境の配慮に対する計画書の縦覧期間が終わって、町のほうは今回審査会を経て意見書を出すことになって、もう出したわけです。その意見書も読ませていただきました。メンバーのあの名前も全部わかってますけど、それに対して町は一体どのような考えでいるのか。町長の今のところですね、あのなかなか判断ていうのはできないんでしょうけども、まずそのへんのことについて町の考えを聞きたいと思います。

もう一つ。これは別にあの難しい問題でも何でもないわけですけども、大橋の下、何年か前に灯ろうの火がついてですね、燃えたことありました。ごみがですね。それ以来、なんか大分簡単なようになかなかそのごみが無くならない。どうなったのかと聞いたらその県に話したようなことをゆっております。その後どうなったかということを知りたいと思います。

答弁の後にもう一回再質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

はじめに、黒滝山の土砂流出関係についてであります。議員ご承知のとおり、平成22年11月に掘削業者に所有権が移転し、その業者が平成23年8月31日付で県知事より岩石採取計画の認可を受けております。

しかし、認可を受けたものの現場から土砂の搬出を行っていないとの理由により、平成26年8月29日に廃止届を県に提出し、同年9月5日に県から受理されております。県では、排出届受理後2年間はその後の対処状況を確認し指導することとなっておりますが、その指導期間の2年が経過し現在に至っている状況にあります。

現場の状況についてはむき出しになった砂質土の地肌により、大雨になると土砂が町道に流出してくるので、その都度、町で土砂を撤去してきたところですが、平成28年8月23日の大雨の際、土砂の流出に倒木も重なり町道が全面通行止めになりました。道路管理者としては、道路法第42条の規定により町で土砂等の撤去を実施し、その後、同年9月に所有者に対し、

◇掘削した山林等の排水対策を実施、町道への土砂流出を防止すること。

◇排水対策実施後、現場の状況を定期的に点検し、排水対策施設の機能維持に努めること。

という内容の所有地の管理徹底についての通知を出したところです。

また、人災でないかとのことについては訴訟を行う場合、人災であることを訴える側で立証しなければならなくなっており、現在の技術ではその立証は厳しいと考えております。

続きまして、太陽光発電についてですが、メガソーラーはどうなったかとの質問にお答えいたします。

町の審査会のメンバーにつきましては、全員協議会において名簿をお渡ししたとおり、地質や

森林、また動植物や雪の専門家といった方々に委員をお願いし、審査をしていただいたところであります。

また、県に提出しました町の意見書につきましても、議員各位にお配りしたとおりでございますが、審査会で出された意見を参考にして心配されるあらゆる事項について、明らかにするように求めた内容となっているところでございます。

そして、町が求めておりました4項目の質問とその回答につきましても、全員協議会でお渡ししました回答書のとおりでございますので、ご理解をお願いいたします。

いずれにしても、事業者が具体的に計画を示していないので意見を申し上げようがないというのが実情でございます。

続きまして、大橋橋脚のごみ対応についてですが、これについては、山形県村山総合支庁建設部北村山道路計画課の所管になりますので、所管課に経過を確認したところ「10月4日から12日の期間で撤去を予定しておりましたが、当時水量が多く作業を実施できなかったもので、今後、水量が落ちる冬期間に撤去を予定している」とのことでありましたので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それでは、まず簡単などこから。一番最後のその大橋のごみについて質問します。

これ、なんかね、急になんか質問するとこんなふうにしてね、10月4日からやる気だったなんていう質問、この答えが返ってくるんだけど。本当なんですかねってちょっと聞きたくなるよね。今まで4年も5年もこうやってたんだと思うのな。で、俺が聞きたかったのはですね、これ県の仕事であるかもしれないけども、もし、できなければ別に町の人がやったっていいんじゃないかと。冬が水少ない、今なんか結構多いよね。夏の少ないときなんか誰か行って伐れないもんだらうかと。その費用を町がその県に、なんていうのかな、請求するとか、それぐらいのそのちょっと行動を示せば、県だってあたふたするんだらうと思うのよね。

このことについてちょっと聞きたいんだけど、本当に今年の10月からこれ3年越しぐらいの話で今ごろ答えが来たっていうのどういうことですかね。まず、このへんから聞きたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

今回、議員の質問を受けて、最近になって私のほうから北村山道路計画課のほうに確認をさせていただいたところです。県のほうでは河川管理者であります、新庄河川事務所大石田出張所長のほうに県知事名で作業と実施する旨の届出を出し、そこに撤去の方法等を記載し届出をして、それを受理されてから取り掛かりたかったというようなことで伺っております。ただ、ここに回答に示してるとおり、4日から12日間の期間においては水量が多いため実施できなかったと。再度、冬期間、今後実施する予定であるということで、大石田出張所のほうにもその旨の届出をしているというふうに伺っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まず、あの聞きたいのはその一番最初にですね、このごみを撤去してくれってその町側が要望したっていうか、話したのはいつの話なんですかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

火事なったあと、すぐ直後に町としては県のほうに報告し、なんとかして下さいというお願いはしました。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

もう3、4年前の話かなと思うのよね、あの火事なったっていうの。それぐらいですか。そんなもんですか。ごみ取んのにそんなに時間かかっちゃうのかなど。俺が勝手にやってもいいぐらいなもんだと思ってるんだけど。でも、こうやってね、あのちよどやんばいにこういうふうに戻答が来たって俺もうれしい話だけでも、横山のある人からこういうふうに言われてですね、代表して言ってみたわけなんだけど、こんなふうにしてパンと答えが返ってくるなら、それこそ自分も言ったかいがあったなって気がします。ぜひ、今年中にね、きれいにして来年灯籠が燃えても大丈夫なようにぜひやってもらいたい。やっぱりちょっと時間、それにしても大した仕事でもない、政治的な判断があるわけでもないのに、ちょっと時間がかかりすぎるかな。町の職員が泳いで行ってやったって別におかしくないですよって、俺思ってますね。正直。危ないですか。そういうのは。それについてちょっとお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

あの今のごみの件ですけど、あの私灯籠流しの責任者で燃やしてしまったのですが、大変申しわけなかったんですが、あのごみがこの前まであったのではないです。一旦、全部なくなって今あるごみは今年のごみでございます。実は、今年の夏、花火大会のときにもなんとかしなきゃいかんということで船で近寄ってって、いろいろレーキでひっぱりたり尽力では試みたんですが、とてもじゃないけど太い丸太がこうまったようになって、それに今度もぐだも重なっていて、とてもじゃありませんが人力では不可能だということがあって、結果的には順延になりましたけども、流す際には大橋の下から流そうという計画にしておりました。で、10月のその県で本当にやろうとしてたのかということに関しては、町の船をさくら丸をぜひ貸してほしいというふうに県から来たところです。さくら丸から乗り移ったりなんかして作業したいんだということでございますが、結果的にやろうとしたときには水が多くて、船を川に落とすこともなく終わって、次回またそのチャンスを伺ってるという状況でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

だと、その前燃えたごみっていうのは、結局、次の大雨かなんかでみな流れてしまったということなのかな。ちょっと聞くとその、そのごみをたとえばその橋の下で切ってね、流すなんていうこともできないんだそうなんですよね。回収しなきゃいけないとかで。やっぱりそうすると、とにかくせつかく今回県が頑張ってるんですよ、ぜひあのどうなったかをあとで決まったらちゃんと教えてもらいたいと思います。この問題はじゃ、別に難しい問題でもないの。

黒滝山の話にまずします。去年も僕、確か話したと思うんだけど、これにはやっぱり自分でもね、当事者としてあんまりいい、本当は言えないような立場にあったんですよ。先日のあの課長の話で、山いくらぐらいするものかかっていう話の中で聞いたときに、1平方メートル大体30円から40円だという話がありました。俺がもらったお金を考えると、5、6反歩ぐらいなのかなという計算になりました。僕はその金に目がくらんだわけでもないけども、そういうなんか事業があるんだというので賛同して売ってしまったっていうか、今、別に今さら後悔も何もないんだけども、ただやはりその22年以前でもあのへんの崖崩れいっぱいあったろうし。そのあと、その22年以降の売買の後にですね、この1回だけじゃないと思うんですよ。相当お金かかっているんじゃないかと思うのね。そのどうしても道路ちゃんと直して車通さなきゃいけないっていうその義務もあるでしょうから、町として。そのたびに結局、町の金を使わざるを得ない。みんな何を考えている、思っているかというのですね、業者が悪いのになんで町のお金を使わなきゃいけないんだということなんですよね。それで去年確か俺、その前の課長さんのときに、そのかかった費用とかを請求しているのかっていうことを質問したと思うんですよ。その後どうなったのかっていう話なんだけども、そっから聞こうかな。去年課長さんが代わって今回のその黒滝山の土砂災害とか何年間もあったんでしょうけど、それに対してのその費用をね、なんとか会社のほうで持つべきだというふうなことを言うためには判断しなきゃなんないわけだけど、どのような判断をしてやったのか、それともやってないのかどうか、そのへんお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

答弁書にあります平成28年8月23日の際の撤去にかかった費用については、業者のほうには請求はされていないというふうに伺ってます。

あと、平成30年度においても若干の土砂の流出はあります。それについては、町の業者のほうから土砂を撤去してもらってます。

あと、もう一つ側溝にも土砂が入りましたので、その土砂については、たまたまあその住民の近くの方が、私ちょうど土砂いるので持ってっていいかっていう話があって、んじゃぜひお願いしたいということで処理させていただいたこともありました。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

そうすると、その黒滝の町道に関してのその業者に対する請求っていうの、一切行ってないという事でいいんですか。町長、そこらへん認識してつかどうかわかりませんが。

もう一つ。その今、課長が2つの案件言いましたよね。去年もあったと。その28年度も。22年以降、大体そこにそういういろんなトラブルあってどれぐらいお金かかったもんだかってわかりますかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤秀樹君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

すみません。そこまでは把握しておりませんでした。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

大きな大木のお金はいくらかかったぐらいはわかるでしょう。わかりませんか。数十万ぐらいなのか、それとも百万単位ですかね。そのへんぐらいはわかりませんか。

結局ですね、たとえばその自分は今までその来迎寺のその廃屋の問題について、ちょうど今と逆のようなことを言っております。正直矛盾したこと言ってるんですけども。大石田のあの来迎寺の家の場合もう明々白々で個人の問題なんだし、何も天災もなんだって話でもないんだけど、それでもやはりなんとか町でできないかっていう言い方をしながら今はね、人災か天災かわかんないのにも関わらず、その町でなんで業者に請求しないんだっていうふうなことを言ってるわけで、ちょっと矛盾はしてるんだけど、なぜかってそれはたぶん判官びいきみたいなのもあるのかもしれない。やはり、この業者さんっていうのは考えてみれば、もうね、黒滝山あそこの大したことないかもしれないけど、買えるぐらいの金あるわけだから、100万、200万の金でなんだかんだいうもんじゃないと俺思ってるわけよね。それに対して結局そのこの答弁書にもあるように、人災であることを証明しなきゃなんないのは町側であるっていうので裁判かけられないっていう。かけてもたぶん100万取るのに200万かかったっていう形になるんだろうなと。そういうことのためにね、結局泣き寝入りしなきゃいけない、と同時に業者さんはそれこそ、それを最初から待ってるんだと思うんですよ。結局、町の行政のほうではここまではできないだろうなという、たかをくくってるっていうかな、そういうのがちょっといまいこの腹立たしいと思うわけです。

これからもあれですか。全くその業者さんからの回答っていうのはなかったんでしょうかね。こういうふうにしましたとか、たとえば私の責任ではなかったとかっていう回答とか何もないんでしょうかね。そのことお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤秀樹君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

28年の8月23日の大雨の際に業者のほうに通知を出したところ、同年12月の段階において沈殿池をつくっていたということはそのあと確認させていただいておりました。なお、県のほうでも廃止届出から2年間は指導の義務があるということで、県の林務のほうで緑化工法を実施したということも県のほうからも伺っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

廃止届出をしてもう2年ていうと、もう28年ぐらいで終わってますよね。その後はどうい、誰が管理っていうか、町側は全く手出しできないのかな。どういうことゆってんでしょ。意味がわからないけど。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤 秀樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

県のほうでは2年間を過ぎた場合については、この採種の法律に基づいての指導はできないという回答をいただいております。したがって、町道管理者のほうとして以降について、再度有川工業さんのほうとは話をすべきなのかなというふうには思うところはあります。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

植林をしたような話なんて、あそこ裏から見ても全く見えないけども。種をまいた。根っこ張らすために。

この黒滝山の話っていうのは、結局、メガソーラーについての前哨戦みたいなもんだらうと思って質問してるんですけども。あそこの面積ってせいぜい上から見るとせいぜい1haか2haぐらいのものしかないと思うんです。平面で見たら。当然、高さがあるからそれはちょっとプラスなってるのかもしれないけど。それでもってやはり結局、町のお金をなんだかわからんけども使わざるを得ないっていうふうな状態になる。そのへんのことについては、町長はどういうふうに考えてますか。やっぱり住民のために道路を確保するのは当たり前の話ですから、だけど、できればやっぱりね、もし原因がちゃんとわかって向うに非があるとなればやはりきちんと請求して、たとえそれが100円を得るのに200円かかったにしても、それはやっぱり公正とか、法の下にやってる行政についてはやっぱりやるべきだっていう気がするんだけど。どうなんでしょう。町は別にあの金儲けしてるわけじゃないんだから、損するようなことはしないほうがいいなんてことではないと思うのよね。法治国家として町長どのように考えますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司 喜與太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

法に基づいた形の中で、町は請求すべきことは請求しなければならないのではなかろうかなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

んでもこの答弁書の中に、結局、立証が難しいってゆって一言で終わってしまってますよね。これ弁護士さんあたりに相談してみたことありますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司 喜與太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まだありません。今後、相談してみたいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まずこれがね、前段階でありましてね、たった1ha、2haぐらいでこういうトラブルになってしまうわけですね。結局、小さな田舎の大石田町としては、そんなに大きくない業者にも結局太刀打ちできないような形になってしまうんですよ。形の上でね。やはりそうするとね、そうやって泣きおとしみたいなもんだらうけども、それだったらそれで、町のお金適当に使えるんだっというので来迎寺の廃屋もなんとかできないのかって言いたくなるわけですね。ちょっとそのレベルが違うかもしれませんけど理屈は同じですよ。

それでまずメガソーラーのことについてお伺いします。

今回のその環境影響のこの審査会についての名簿なんかも全部もらいました。ところが答弁書の中にね、議会に配ったとか、全協(全員協議会)の中でって言うてるけど、今日、後ろ見てないけど結構、賛成、反対わかりませんが来てるんだと思いますけど、そういう人たちにこういうのっていうのはやっぱりゆってもらわないといけなと思うのでね、どんな答弁をしたのか、それからどういう審査会の審査委員がいるのかっていうのをやっぱりゆってもらわなきゃいけないと思うんですけどね。どうなんでしょう、よろしくお願ひします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

町のほうで県に対して回答を出したわけですが、まずはこの議会において、その住民の代表の方であります議員の皆様の方にお示しをして、住民の方にもどういふふうな形でお知らせをするかについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

間宮課長からもらったその、これは配慮書に対する町民の意見書のなんかまとめたやつ、これはよくよく読むと業者さんがつくってよこしたわけですね。で、全部で16、極めて専門的でこれは一般の人が書けるような問題ではないなと思うぐらいなだけども。見ると、16の内1戸だけがね賛成派がいました。ぜひ未来志向のために頑張って山を開発してくれっていうのが1件だけあったんだけど、それに対する答えがね、たぶん読んでなかったらしくて、反対派の意見と同じようなことを回答してるという、やっぱり企業としてもほとんど文面が、答えが同じですからね、やっぱり見てもあまりよくわからない感じがしました。

その中でですね、町長、やはりあのどうしても飯豊の町長と比べられている、町長これ読みましたか。読んでない？意見書っていうの。あの町民がその業者さんに出した意見書。その中にですね、これは別にあの脅かしじゃないんだけど、なんかね、もし開発するのであれば、町長、市長でどこの市長かもわかりませんが、未来で重罪人とされる覚悟を持って下さいなんて書いてあるわけですね。このメガソーに対してはやっぱりね、たとえば積極的に賛成、反対にしてもいろんなその濃さっていうのがあると思うんです。この意見を書いているような人たちはやっぱりある意味、積極的に反対しようっていう人たちが書いているわけですから。賛成の人なんてあんまりこういうの書いて

ないものですよね。やっぱり見る限り極めて専門的でありますし、今回そのもらったその審査会の委員を見てても、地質とか生態系の先生方とかね。ただ、この選ぶときにこの人たちはちょっと疑問に思うんだけど、最初からその思想的に賛成、反対って色分けしたような人たちを、どういうふうにして選んでいるんだろうかってちょっと思うわけですよね。自分が見る限りだけでも、町で出した意見書とその町民が会社に出した意見っていうのが、極めて似たものがあるんですよね。てことは、同じ人なのかなって気がすっけども。そのへん選ぶときにどのような形にしてこの審査委員っていうの選んでいるんでしょうかね。あの別にあの賛成、反対っていう意味で俺聞いているわけじゃないけども、選ぶときにどんな、そういうようななんていの、この人たちこういう立場であるっていうこと理解しているのかどうか。そのへんちょっと聞きたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

県からの指導を受けた形の中で審査委員を選んでいます。

・ 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

その県の指導ってじゃ、どういうことをいうの。県の指導っていったって、この人とこの人って言われるっていう意味なんですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

こういう形の中で審査委員を選びたい、選考したいっていうことを持って行って、県のその関係者においてどういう人たちがいいのであろうかというようなことで相談しながら審査委員を選んでいるわけです。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これ選んだのはなんですか、町長さんが選んだことになるの？

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

その形を引き受けた形で私が選んで審査委員にしたということになります。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これは別にやっぱり最初からたとえば、賛成とか反対とか表明しているような先生だったらまずいわけですよね。結果的に賛成、反対別にしても。んでも県がわざわざこういうふうにしてるっていうことは、この人たちはある意味、透明であるっていう意味で推薦してる人だろうかというふうになら理解するしかないんだけど。

俺、あの先ほどその賛成、反対についていろんなその強弱があるって言いましたけども、やはり、積極的に反対している人たちっていうのは、たとえばその山の景観の問題であるとか、生態系の問

題であるとかね、環境、そういうことからやはり言ってるんだと思います。それはやっぱり当然と言えば当然だけでも、自分の場合よくよく考えてみると、山登りするわけでもないし、別にその山椒がどうのこうのっていったって僕わからないんだけど、ただやはり、ゆってみれば消極的に反対意見を言わなきゃいけないのかなというふな気がすんのは、さっきの黒滝山の話とリンクするからなんですよね。今回その黒滝山でせいぜい1ha、2ha ぐらいの問題で、これだけ結局なんだかんだ町で尻拭いしなきゃいけないなくなってる。これがね、450なんて書いてあるし。今回の環境のなんか向こうで出してきた中に1,770ha って書いてあるけど、これはどういう意味なんですかね。わかりますか。この意見書の中にも、意見書って住民の意見書の中でも1,500ha って書いてあんのもありました。会社の答えのほうでも確かに1,770と書いてあります。その中の450をしたいという意味なのかどうか。450で大体町の6%だそうだから1,700ぐらいだとその3倍、約20%ぐらい町の面積を取られるという形になります。

あの、今宿のゴルフ場、大体こう計算すると1キロと600メートルぐらいだから60ha ぐらいなんだと思うんですよね。そして考えてみるとね、それこそ田沢、里、新山寺からずっと、大石田の本町あたり全部ぐらいで7・800ぐらいかなと。この1,700っていうのどういうことかわかりますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

今回の環境配慮書の中で示されました1,700ha につきましてはですね、事業を実施する用地ということではなくて、環境をどのエリアで配慮したらいいかという、その中で事業用地を探していくというようなことでの1,700でございます。実際に事業用地として考えられているのは450ha というところで示されているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

関係ない話だけど、あの1,700ぐらいのところを別に売買が終わっているというわけではないんでしょうね。これは別に町が、これはんでも町が届出あるとなればわかるのかな。どうなんです。450ぐらいしかないってということですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

おっしゃるとおり、用地の取得をする際には町を通して県のほうに届出をされます。国土利用計画法に基づく届出になりますけども、おおよそその届出が済んだのは400ha ぐらいの土地が届出をされておりまして、それが土地売買に附されているというようなことで理解しております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

今回、町で出したその意見書、これは結局のところその審査会で出てきた意見をやはりまとめた

んですよね。これまとめたのは何あれですか。まちづくり推進課のほうでつくったんですか。この意見書ってというのは。そういうことでいいんですか。だと、この中にたとえばね、4ページの中にその土壌環境っていう欄の中に、土壌となればこれ地質で山野井先生が代表でゆったんだろうと思うんですけども、その中に実施想定区域においても土砂災害の発生する極めて高いので、安全性を予測、評価できなければ事業を実施すべきではないとこう書いてあるわけよね。これ、この大石田の意見書の中でここだけははっきり否定的な立場で書いてあるなというふうに思ったんです。これは当然ね、あの間宮課長の意見じゃないでしょう。これはやっぱり町長の意見としてこれ尊重されると思うんだけども。どうなんでしょうかね、町長、そのへんのところ。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、議員のおっしゃるとおりです。

(小玉議員:「何、それ。あれですか。かなり否定的に捉えていいっていう意見、そういうこと捉えていいっていうことですかね。」)

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そういうふうに捉えて結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それならですね、それこそ飯豊みたいに言ったらどうなのかなと。あのですね、先日、いいかな、副町長、ちょっとあの町長に教えなくて下さい。なんかの機会にちょっと集まりがあつてね、僕も少しだけ酒をちょっと久しぶりに飲ませてもらったんだけど、そんな中で来年は選挙だなんて話になったわけですよね。僕らもそうだけど町長も選挙だと。今あのメガソーラーに反対して立ったら当選するぞっていう冗談みたいな話もあつてですね、町長がそこまで考えるんなら本当に業者を無下に言えないってことあんでしょうけども。んでも今回たとえばその飯豊でこの話は進んでないにしても業者諦めてはいませんか。別のところにちゃんとその民有地を確保しようとしてるようだし、これはマネーゲームかなんかかもしれませんけど、いずれにしたってなんか業者さんは我々よりも遥かに強行というか、上手ですからね。その中に今回その住民の意見の中で一つこんなことがありました。要するに自分の東北地方のね、山形、そしてそのちっちゃな大石田、その中の山の中の次子なんていうのはどうにもなるという、そのようなことを考えてんじゃないかと。この言葉には出てこないけども、腹の中にそういうことなんかあつてですね、大石田の町民を馬鹿にしてるんじゃないかと。自分は町民として情けないような話を書いてありました。自分のね、土俵で人のところに来て金儲けなんかしないでほしいと。それもちゃんときちんとしたものができるかどうかともわからずに、たぶん転売して終わるのかもしれないとかいうこと書いてありました。あと今回のその代表の名前の一般社団法人というの、結局ペーパーカンパニーみたいなものですね、結局、責任の所在をなくするために常套手段であるということ書いてありました。あり得るだろうと、それぐらい向こうはプロですからね。ましてやその代表の名前が外人さんでした。外人が悪いっていうわけじゃないけども、あつたこともない人のためにね、金儲けなんかされては困りますという話があつてですね、町長がそんなふうなはっきりした意見があるんだったらぜひ、そうすればこの中にもね、町長ぜひあ

のなんていうの、反対派にするように議会とは言ってませんけどね、ちゃんと指導して町長のその心変えてやって下さいと書いてありました。町長、呼んでませんか。こういうの。ぜひ読んでみて下さい。これはあのすごく選挙に役立ちますよ。きっと。それでもってただ、んでもね、結局はそうすると当然業者さんとの戦いもある、これから。それでもちゃんと腹をくくってやれば、いずれどっちが根負けするかわかりませんが、これからですね、今回はまだまだその最初の意見書を提出なってますよね。1・2・3・4・5、4つのうちのまだ一つ目ですよ。これから方法書とか。最終的に3年後ぐらいに大石田町のいわゆるその本当に賛成、反対みたいな意見を出さなきゃいけないんだらうか。その時にそれまで我々議会も町民もね、町っていうか町長もだけども一種の執行猶予期間みたいなもんだと思うんですよ。3年後ぐらいはきちっとしたその自分の意見表明をしないといけないんだらう。そのへんも町長、さっきゆったとこみるとダメですなんてゆってしまうのかな。そこまではっきり町長が考えているのなら、ね、どうでしょう、ゆってみたらどうでしょうかね。その飯豊の町長みたいに私反対しますっていうふうに。そのへんのところはどんなふうに考えておりますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町村会でよく飯豊の町長さんとも話しておりましたけれども、飯豊の町長さんは町長さんなりに早く言い過ぎた、そんなことは言わない、感覚的に私受け答えた感覚で、それが本当の話であるかどうかはわからない。私が受け答えた範囲ではあまりにも早く反対という点で言い過ぎた点が、逆にある程度の今攻勢を受けてるっていう点というような話もありました。そういう点を踏まえた上で、大石田は県と相談しながらどういう形の中で断るとか、いいとか云々をきちっとした形の中で最後まで協議しながら、会社と色々な話を話し合いながら最終的な話に持っていきたいというのが私の考えです。そういう話も飯豊の町長さんとも話して、どっちがいいか云々は別として今現在、飯豊さんの場合は逆に攻勢を受けてるような話は聞いております。そういう点踏まえた上で、大石田はじっくりとした形の中で県の意見も考え、そしてまた審査委員の皆さん方の考えを踏まえた上で環境アセス、いろんな形の中でじっくりと協議しながら考えていきたいと思っているのが私の考え方です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

町長のマイク、随分と響くけど直して下さい。向こう。町長じゃなくて向うのが。

飯豊の町長さんはんだと何、あまり早めに表明したために攻勢を受けてるっていうのはどういうことですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私が考えた、話の受け取り方、攻勢を受けてるって、やっぱりじゃ止めるっていうようなことではなく、また新たな形の中で会社を設立するために会社は会社で考えてるっていう捉え方です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あのソーラーに反対している人たちからみれば、飯豊の町長はいい人で庄司町長は悪い人に

なってしまうわけですね。今、でも今のね、町長のこの話の流れを聞いてみると、ある意味懸命なかなかズルく優秀だなという気がしました。最終的にんでも町長の話聞いてると、業者さんはかわいそうなめに合いそうだなって感じがしますね。これ。それでですね、あと今その今、僕、消極的に反対っていうふうな形で結局、もしたとえば工事ができてね、構造物ができてなんかトラブったり土石流で崩れたりとかなんかなったときに、結局またなんだかんだ言って結局ね、そこは町の金で直すのかどうかわかりませんが、町は関係あるのかどうかわかりませんが、いずれにしたってさっさと直さなきゃならないとなれば、必要に迫られて町でやっばりどっかに頼まざるを得なくなると思うのよね。そんなときに最終的にああだこうだ、結局その責任の転換わけわかんなくなるとね、黒滝山以上っていうか、もっともっと大規模にそういうふうになる恐れがあると僕はいつも思うんですよ。そういう意味で大石田町みたいな小さい町を馬鹿にしてんだらうなどと、ある意味。どうせ裁判もできやしない、そういうふうにいるんだと思うんですよ。そういうふうなことに対してね、なんていうのかな、一種のその競技っていうの、男気じゃんけんじゃないけども何をしていうふうなことをやっばりぜひ町長も考えてもらいたいと思うわけですね。

あともう一つ。んじゃ消極的に賛成するってなったらどういうふうにかってゆったときなんだけども、この中のその住民の意見書にもありましたけどもね、住民が意見書の中にあっただけ、最初にその今あの車なんかつくると破棄するために最初からもう車の代金の中にお金が定価に入ってるようなことありますよね。それと同じようにもうたとえば20年後ぐらいに、20年経って止める、なった場合とか、そんなときにきちんと元に戻るだけの金をね、前もってもらっていいことはもらってるっていうのはアパートの敷金みたいなもんだらうけど、ああいう形で契約するっていうことはあり得るんですか。どれぐらい、たとえばあそこつくるのに4・500億かかるっていうから今回のそのね、旧のその町の会館壊すのだからってなんだかんだ1億なんて言ってんだから、それこそ何百億ぐらいの整理すのに金かかんのかもしれないですけど、そういうことを前もってなんていうのかな、担保として預かるっていうふうな形そういうことっていうのはあり得るんですかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先ほど小玉議員に答弁したとおりに、そこまでの消極的なものですからそこまでの会社との話し合い云々っていうのは当分の間進まないんじゃないかなと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

3 番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

ぜひんでもね、そういうなことをたぶん俺が考えてるんだから当然町も考えてるでしょうけども、相当の金をね、やはりもらってもどうなるかわかりませんがね、そういうことも当然考えててもらいたいという気がします。

この意見書の中で、本当に町の職員たちはこれみんな読んだんでしょうかね。分厚いその縦覧した書類なんて見たってたぶんわかんないですよ。俺も読みませんでした。全く。あれはやっばり読むために、確かにこういう専門家の人たちでもない限りたぶん読めないだらう、読んでも意味がわからない、正直。

一つこの聞きたいんですけども、この評価審査会の中の太陽光発電 増川さんてこの人はどういう立場でここに参加してるんでしょうかね。答えて大丈夫なんですか。こういうの。太陽光発電のこれパネルの会社かなんだか、そのへんのところどういうふうにか考えたらいいかお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

この審査会の中に入っております太陽光発電専門分野ということで、一般社団法人 太陽光発電協会の事務局長さんでいらっしゃいますけれども、太陽光発電協会でありますので太陽光パネルをつくる会社とかですね、そういった太陽光パネルを普及させる側の会社の集まり云々、そういった協会の事務局をされている方ということでお願いをしました。他の委員の方については、それぞれ地質の専門家とか動植物の専門家とかそういう方でありますので、太陽光そのもののパネルに対してですね、詳しくないということで破損した場合に感電するんだらうかとですね、あるいはどんな角度で設置した場合にそのどうなのかとか、あるいはどういう重さに対してその設置しなければならないとかですね、そういった専門的なものをお聞きするためにこの方を選任をさせていただいたというようなことでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

ちょっと考えるとなんかその太陽光しなさいってというようなふうになってしまうのかなって、そういうわけではないんですね。んだと。なんか業者さんが来てどういうふうな発言するんだらうかと不思議に思ったんだけど。

そのあともう一つ。この芸工大の再生可能エネルギーってこの人そういう専門の先生なんですか。芸工大にも芸術工科大学にこれ環境デザインだからそういうことあり得るのかな。この人の専門は一体何、専門ていうかな、どういう学校で何を学んだ人がこういう芸工大の先生なんだらうと不思議に思うんだけど。この人会長さんになってるっていう意味はどういうことですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

まずはあのこの方の会長になった経緯というのは、この審査会の中で皆さんの互選によって決められたということでございます。

それから、この東北芸術工科大学の方につきましては、建築・環境デザイン学科教授というふうになっておりますけれども、専門はやはり建築のデザインだろうというふうに思います。ただしそこにですね、単なる建築のデザイン科ではなくて環境を配慮した建築のデザインだというようなことで、あることを考えれば太陽光パネルを付けた建物を建築すると、デザインをするというようなことから、この太陽光パネルなどにも非常に興味を持っておられる方だというふうに聞いております。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

先日の新聞にですね、町が出した4項目の質問に対する答えが出ましたってゆってその新聞に出てきたけども、何か冬の間はそのパネルを可変パネルにしてこう立てるんでしょけど、冬の間は発電しないで雪の中に埋もれさせるんだっていうふうなこと新聞にもそんなふう書いてありましたけども。別にそれ町長に聞いたってしょうもない話ですけどね。

なんかそのこの質問、回答期限も当日、最終日に持ってきたわけですよね。なんかこう誠意がないってというか、たぶん持ってくる人たちも専門家じゃないからわかんないんだらうと思うんですよね。

答え見てもこれ見てたってなんだかわかんないもん。正直。読んでみても。ここになんか写真もあるんだけど、これ俺が勘違いなのかわかりませんが、自分が撮影した写真と違うところなのかなあって気がします。全然壊れてもないしね。いまいちその、この答弁書の一番下に、第三者には開示しないことを条件になんて書いてあるんだけど、これ我々第三者なんの、なんなのこれ。第三者なの我々。それちょっとお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

庁舎の中に全課長をもって、庁内の太陽光発電の連絡会議を持っております。もうすでに12回ぐらいの会合をしております、直接事業者からの説明を受けております。そこに書いてありますとおり、第三者に開示されてはという表現なんです、私の認識としては、とにかく行政として受け止めるには議員の皆さんもこれは第三者ではないというふうな理解をしております。先ほど議員おっしゃったとおり、今回の配慮書、意見書、それから町の意見書、すべて議員の皆さんには配布をしております。町の意見書ですから当然ながら町長の考えとして意見書を出します。その分については、先ほど間宮課長からありましたとおり、どういう方法になるか、広報になのか、別冊なるのか抜きにして町民には開示をしていくというふうな方針でおりますので、議員の皆さんも第三者ではございません。そういう認識です。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

だとその町が出した意見書っていうのは、結局町民にもいずれなんか座談会等かなんかであるんだろうけど、だとこの10月5日付で出てきたその4項目の回答っていうのは、町民にはこれは出せないってことなんのかな。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

あの先ほど答弁申し上げたとおりですね、町が4項目の回答、一番心配なのは町民の皆さん心配、冬はどうなるんですかと。もし造成をして木を伐って造成をした場合、災害対策は大丈夫なんですかというものについて具体的に何にも回答がありません。ですから、町としてはその回答をもらってないという認識で事業者には通知しております。ギリギリ指定日まで来ましたが、町の認識としては回答になっておりませんというものを文書でお上げしてますので、今の段階で回答をもらったという状況にはありません。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

時間がないんですけど、この10月6日のこれは山新かな。山新の記事はこう結構大きく書いてあるんだけど、新聞社の場合はこれ第三者にならないんでしょうね。当然のことながら。物事を知らせる義務があるんでしょうから。

時間がないようですので、町長に最後にちょっと話聞いておきたいんですけども、今までの町長のその受け答えのニュアンスからするとですね、結構、案外、強行に反対してるんだなっていう気がしました。顔色変わらないところみるとその通りなのかなと思うんだけど。それならやっぱり時期を見

てですね、選挙も近くなるころにでもいいから、きちっと表明してもらおうと僕らも戦いやすいなて気が
します。

これで僕の質問を終わりたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、3番 小 玉 勇 君の質問を終わります。午後2時10分再開いたします。

休憩 午後 1 時 57 分

再開 午後 2 時 10 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。2番 村
形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

今定例会一般質問、非常に厳しい意見が多数出ておりまして、町長も教育長もお疲れだと思
いますが、私最後となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、通告により質問させ
ていただきます。

メガソーラー計画はどうなっているのかということであります。当町の次年子地区で大規模太陽
光発電の計画がなされました。そのメガソーラー計画で環境配慮書を県に届けたと報道になりまし
た。どのような内容であったか、また今後はどうなっていくと予測しているのか、町長にお伺いさせ
ていただきます。

全国学力テストの状況はどうかという要旨であります。今年の全国学力テストの結果からどのよ
うな傾向にあるのか、教育長にお伺いさせていただきたいと思ひます。毎年やっております、これ
は3年前にも同じような項目でお伺いしましたが、今年はどうだったのか教えていただければなとい
うふうに思ひます。

また、スポーツテストの結果はどうであるか。現在の当町の子どもの運動能力はどうであるか。ま
た、近年あの大人対象の体力テストをする自治体が増えているというようなことを聞いております。
当町ではどのような状態になっているのか、お伺いさせていただきます。

なお、答弁をいただいたのちに再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私からは、太陽光発電についてのご質問についてお答えいたします。

事業者が作成した環境配慮書はどのような内容だったかというご質問ですが、総体的に申し上
げますと、200ページを超える配慮書であります。一般的な表現が多く、具体的な計画がほとん
ど示されていないという一言に尽きると考えております。

また、今後の予測についてのご質問ですが、現在、環境アセスの手続きが始まりましたので、こ

の手続きが順次進んでいくものと考えております。環境配慮書の手続きが終了した後は、次に方法書の手続きが行われることになっております。

町としましては、具体的な計画を示すよう求めているところでありますが、事業者が今後示す計画について、その都度、町としての意見を提出していきたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

それでは、学力テスト並びに体力テストについてお答え申し上げます。

1点目の今年の学力テストの結果からどのような傾向にあるかのご質問についてであります。小学校については、当町と県の平均正答率の比較においては国語 B で3ポイント上回っております。そのほかにおいてはすべて下回っております。しかし、昨年度との比較においては県とのマイナス幅はすべて縮まっており、特に算数 A では7ポイント、算数 B では4ポイントという上昇傾向にあります。これまでの算数科における事業改善の成果がその結果に表れてきていると考えております。

中学校については、県の平均正答率を上回っている教科はありませんでした。昨年度との比較において県の平均正答率との差を見ると、数学 B で3ポイント縮めておりますが、全体的には伸び悩んでいる傾向にございます。

生活習慣や学習環境に関する質問調査の結果から見ると、成果としては小学校では読書や地域行事に関する項目が、中学校では地域行事、ボランティア活動、新聞に関する項目が良い傾向を示しております。また、全体的に見て、中学校では良い傾向を示す肯定的な回答が県の平均よりも大幅に上回っております。一方で、小学校、中学校ともに家庭学習時間の少なさが課題となっております。

今後に向けてであります。大きく次の2点で取り組みを強化していく必要があると考えております。

1点目は、確かな学力の定着のために基礎基本の徹底と、県教育委員会で進めている探求型学習の推進であります。

2つ目は、事業と連動した学びの連続性の効果を十分に発揮させる家庭学習の充実であります。また、コミュニティ・スクールでの大石田学園運営委員会においても、学力・学習状況調査等の結果を生かした取り組みができるように、学校、家庭、地域が目標を共有しながら協働する体制を今後とも強化してまいります。

2点目の子どもの運動能力はどうか。また、近年大人対象の体力テストをする自治体が増えている。当町ではどうかのご質問ではありますが、毎年、文部科学省が実施している新体力・運動能力調査。俗に新体力テストというふうに言われておりますが、それについては、平成30年度の県のデータがまだ集計されておられませんので、昨年度の県平均との比較になりますが、小学校については学年別では、1年、2年及び5年女子が8種目中7種目で県平均を上回っております。種目別ではボール投げが全体的に県平均を上回っており、立ち幅跳びがほとんどの学年で県平均を上回っております。また、握力が女子のすべての学年で上回っております。

中学校については、男子は2年生がほぼすべての種目で県平均を上回っております。身長、体重の体格が全学年とも県平均を上回っているようであります。女子は学年によりバラツキがあるようではありますが、全体的に男女とも2年生が県平均を上回っている種目が多いようであります。

文部科学省では昭和39年以来、体力・運動能力調査を実施して、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として活用するために実施しておりましたが、平成11年度の体力・運動能力調査から導入された新体力テストは、国民の体位の変化、スポーツ医科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえて全面的に見直されました。

当町においては、2年ごとに隔年で県教育庁スポーツ保健課を通じて調査依頼があり、10月に平成30年度体力・運動能力調査を実施しております。今年度は町職員及び老人クラブのご協力をいただき、20歳から79歳までの成年及び高齢者27名を対象に年齢区分に応じたテスト項目を実施しております。以上でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問させていただきます。先ほど小玉議員のほうからメガソーラーについて大分時間を割いて説明いただいた中で、私も私なりにお伺いさせていただきたいなというふうに思います。

私の周りにはですね、賛成の人もいますし反対の人もいらっしゃる中で、では、私は今どうなのかという、中立的な立場で話をさせていただきたいなというふうに思います。この前の新聞記事にはですね、雪や豪雨対策、希少生物保全に関する懸念を盛り込んだというようなことで載っておりました。先ほど小玉議員が、この委員会の大石田町環境影響評価審査会の委員の名簿を質問しておりましたが、こちら山形大学の教授とかチョウ類の理事、また雪とか建築環境デザインとかの方がいらっしゃいますが、私一目で見てあのソーラーに反対な人選が多いんじゃないかなというふうにまず思ったところであります。この環境評価というやはり専門的な立場で意見を述べてると思うんですが、この中にたとえば次年度子地区の区長さんとか、議員とかもいてもいいのかなというふうに思います。こちら設置要綱ということで今年の9月13日、この要綱をつくって同日施行しております。この人選でこの町民が入ってない理由と、この9月13日にワタワタとこうしてつくって進めたような感じを受けるんですが、このへんの経緯についてどのような状態だったのか教えて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

まずはあのこの町の環境影響評価審査会の設置をすることになった経緯でございますけれども、環境アセスの手続きの中で、県知事から町、町長のほうに意見を求めるというような文書が来ました。町としてはそれを受けましてなんらかの回答をすることになるんですが、その回答を出すにあたって、その今回事業者が示されました環境影響評価書、これを見ますとですね、専門的な事項が非常に多いというようなことで、町の職員だけで果たしてできるのだろうかというようなことがございました。そんなわけで専門家の方々を選任したということにしております。

それからまた地元の方を入れるというようなそういう方法もあったのかもしれませんが、非常にその身近な問題でありますし、第三者的な意見のほうがかえって町として意見を答申していただいたほうがいいのかというふうなことでですね、町の方が賛成とか反対とか言った場合に、その

方が事業者の方からですね、いろんなことが起きないだろうかというような配慮もちょっと考えたところでした。そんないろんなことを総合的に勘案して専門的な方のご意見を伺おうというようなことになったところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。専門家で地元の人を弾いたというようなことでありますけれども、こちらのこの審査会3回会議をしたその内容、議事録などは公開されているのか教えていただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

今回のこの審査会については非公開ではございませんので、議事録も取っておりますので見てみたいということであれば公開をすることはいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。後で見させていただければと思います。

今定例会の一般質問で2人がこのメガソーラーについて通告したら、本当にこの十分過ぎるほど十分なこの分な資料をいただいて、逆に言うともう聞くこともこれを見ればわかるのかなと思うところでもありますけれども、これからですね、まだまだこの話っていうのは続いていくんであると思いますので、まず基本的な内容をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

2011年の東日本大震災の電力不足を受けて、国は太陽光発電価格というものに大幅な助成金を出して再生可能エネルギーを推進してきました。太陽光発電の固定価格買取制度っていうようなものであります。それが12年度、2012年度は1キロワットアワー当たり40円。これが13年度に36円、14年度は32円、そして18年度今年、今18円だそうです。このソーラーパネルの会社は東北電力と売電価格について契約したという書類あったと思います。単価何円で何年間の契約になっているのか、ちょっとその具体的な商業ベースに乗る価格を教えていただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

東北電力と業者さんが結んだ契約書といいですか、契約書っていう名称ではないんですけれども、その中には単価は記入はされておられません。ただ契約をした年度をもって、その国が決められている年度ごとの単価表がございますので、それに照らし合わせるということになります。その場合、私

たちが見た段階では32円というふうに理解しております。期間につきましては、その通電を開始してから20年間というふうになっているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

その契約期間があって、その業者のほうは商業ベースに乗るということで現在進めているのかなというふうに思います。この新聞記事を読んでみますと、12年から14年認定の未稼働案件について送電網に電線を繋ぐ工事、つまり電気をつくって送電線に繋ぐまでに、これ来年の3月までにやらないと電力価格を大幅に引き下げるといような話だそうなんです。これはあの経済産業省とかで国策でやってきたんですけれども、様々その状況の変化がありまして、たとえば今年夏の猛暑です、九州電力あたりはソーラーパネルの電源が多すぎて買取を止めたとかっていうニュースがありました。東北管内ではそういったことはまだ起こってはいないんですけれども、太陽光パネルもどんどん増えてるような状態だというふうに思います。ましてそのパネル価格も以前に比べて3分の1になったといようなことで、どこかで見たような記憶あります。パネル価格が下がって太陽光の価格が高いままですとそれだけ利益が出るわけで、だったらおいしい案件になるのかなというふうに思うわけです。そうした中で今その太陽光の会社は、この大石田という広大な土地をあてにしているのかなというふうに思うわけですけれども、これなかなかこの難しいのはやはり山を開発して新しい仕事が出ればいいという人もいますし、自然を破壊しちゃやっぱり後世にあの影響が出るっていうそういったあのことをやっぱり比較して、どう考えるかっていうことなんでしょうけれども、あの山はですね、業者がその土地を売る、買い集める中でいろんな人が手放してしまったと思うんですね。商取引ですから自分の土地を会社に売ってどうだかっていようなことありますけど、そうしたあのパネルの土地売買について、その町のほうからの情報っていうのがあまりなかったのかなというふうに思います。売ったらもう契約上、その土地なんか戻ってこないわけですし、買い戻しなんかしない限り。そうした中でその土地売買に関してその町の立場としてどうだったのかなというふうに思いますけれども、そのへんの内容どうだったのか、中身教えていただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

土地売買に関しては、その相手と相手が売買成立すればなり得るといような考え方もありますから、町がそこに入っていることはなかったと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

今、町は何も関係ありませんよといような内容かなというふうに思います。あのこれ、では民有地でここは俺の土地だから、パネルつくって太陽光発電して誰からも文句言われる筋合いじゃないっていような態度を業者が取ったらどうするのか。県の環境アセスとかっていようなありますけれども、条例違反しながらすることだって考えられることでもあります。そうした業者がですね、自分の土地に太陽光パネルつくって何が悪いっていような論法で来たら、どういふうになるんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

一つの例ですけども、今回無許可で林道を破壊しました。業者がですね。その林道を開発するに県のほうは1億2,000万の賠償をしております。今のところやるっていう方向で売買、買った人のほうはやるっていうような方向でやっていますけども、そういうふうな規制がきちきちとありますんで、そう簡単に、はい自分の土地だからこれはやるっていうようなことはできないのではないのかなと思っています。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

できないと思っているのにやるっていう事例もあるんで、そういったところはですね、先ほど町長言いましたけど、町は知らぬ存ぜぬで都合のいいことには目つぶってすんのはいかがかなというふうに思うわけですよ。その業者の方とかもゆってみれば町への回答が遅れたとか、そういった面で不誠実な面はありますけれども、我々議会としてもそのいろいろこの話を聞いている中でその、やはりその聞く機会っていうのはこういった一般質問などの通告などが主になってしまって、その業者とか町当局の考え方というのはなかなか聞く機会ないのかなというふうに思います。以前ですね、その最上川の大淀地区にトンネルに穴掘って水流を変えとかっていう話で、国交省の人から説明を受けたりもしましたけれども、ああいったやはりこの説明というものを受けないと、その業者の真意も見えませんし、あの町と議会は敵でもないんですから一緒にその意見修正、集約していくためには、そういった第三者を交えていろいろ話を聞くっていうことが大事だと思うんですけど、そういったこといかがでしょうか。やっていただけませんかでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まだ業者のほうもいろんな問題点もありますけども、業者のほうもそこまでこちらのほうでやって下さいっていった資料も全然まだ渡ってない状態なものですから、そこまで議員の皆様方とみんなと交じり合っ話合える状態ではないっていうことだけ村形議員も認識してもらいたいなと思っています。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

この問題がですね、やはり見えにくくなっているのはその業者の本意が見えないというようなことであります。この新聞記事なんかではですね、高い価格の買取価格を契約した会社が、新しくその来た会社に権利を売却するっていうような事例もかなり多くあるそうです。やはりその国が一旦決めた買取価格っていうのは、本来であればその政府が約束を覆すっていうことはできないわけで、何年間、何円でというようなことがずっと続きますと、パネル価格が下がれば下がるほど業者は儲かる。そこにブローカーのような形での権利の転売というのが生じてくるのかなというふうに思います。この会社も名前が変更になりましたし、そのへんの真意というのはこれから見ていかなきゃなんない中で、ぜひですね、その知らない業者のことなので知らないというような立場じゃなくてですね、あの真剣になって考えていかなきゃなんないことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。その知らないというような中でですね、その先ほど町長その土地の価格でもありました。土地の売買は知らないというようなことですけど、この次年子の価格、太陽光の話は広報紙にも一度も載ってないのかなというふうに思います。議会だよりでは出していますけど、議会と町のお知らせは違

うわけです。逆に言えば町からの情報発信は全くない。今日午前中、遠藤議員がスクールバスの事故のことで質問して教育長が陳謝しておりましたが、ああいったことも町のお知らせ版で1回もない。我々議会にしたからいい、たとえば老人クラブの会長さんの集まりのところでしたからそれでいいと、それだけでいいってはないと思うんですね。あの町でどうなってるかというのは、そういったお知らせ版とか議会だよりとかを見て知ってる町民も多くいる中で、その広報紙に情報公開するそれがあまりに隠ぺいとまでは言いませんけど、隠してるんじゃないかなというふうには私見えるんですけど。いかかでしょうか、町長、そのへん改善していただきたいと思うんですけど。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

隠ぺいというような言葉ではないと思います。そこまで知らせなければならぬという問題と、たとえばお知らせをしなければならぬというもののはやっぱりその都度、広報委員会を開きながらやっぱりやっていますんで、そこまでやる、しなければならぬ云々、この議会で論じるあれではないんではなかろうかな。広報委員会というものがきちっとした形の中ですんで、そこで言ってもらって今度変えるなら変えるというような方向の中でやってもらいたいと思っています。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

私も広報委員会の委員なんですけど呼ばれてないから言いますが、広報委員会はしてないんじゃないかなというふうに思います。庁舎内の話だけで。ただその広報紙の中でですね、今この次年度に太陽光発電があつて町はこういうことを業者のほうにあのお伺いしております。こういった回答が来ました。スクールバスでこういう事故が起きました。これからこういったことが二度とないように徹底します。それぐらいのことはですね、書いてもいいと思いますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

次の学力テストのほうにいきます。結果、県の平均正答率との比較、県と町の比較を聞きました。では、まず大元のですね、山形県は全国の中で何位ぐらいなのかそれを教えて下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

何位とまではちょっと具体的な数字まではここでは申し上げられませんが、決していいほうではありません。山形県は昨年も今年も全国平均から比べると下のほうにあります。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

文部科学省のどっちがあつたのいい、どっちが悪いってその競争を避けるためにいろんな手を打って、たとえば小数点以下の区切りだとか様々見直し毎年してる中で、下等なその県同士の競争などをなくすような形でやってるのは理解します。その中でその山形県というのは下から数えたほうがいいのかというふうな認識です。私は、40とまで、かなり悪いところかなと。その悪いところの平均以下、まず結果はどう教育長思つてらっしゃるのか、お聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

平均でございますので、必ず悪い県と良い県があるんですね。山形県で言えば平均ですから悪い市町村と良い市町村があるんです。平均の比較ですから、たとえば100点の子どもが20人いてですよ、100点の子どもが10人、0点の子どもが10人いたとします。平均で比較ですからそれは50点に比較になります。そうすると100点の子どもがいることもわからないし、0点の子どもがいるのもわからない。ということですので、できるだけ平均点で比較しないで下さいと言ってるのはそういう意味なんですね。一人一人の子ども能力はあるいは進路も違いますので、いい子どももいれば悪い子もいます。そういうふうなことを踏まえながら聞いてほしいのですが、私は決して大石田の子どもたちは能力が低いとは思っておりません。ただ、先ほどの傾向の中にもありましたように、基礎基本の定着が足りないのではないか、探求型の学習の定着が足りないのではないかというのが私の一つの意見であります。なぜかということちょっと長くなって申し訳ありませんが、中学校の生徒が学校を好きだという数、小学校の生徒が学校を好きだという数は県内でもダントツに多いんです。大石田は。それで大石田では生徒指導の問題、それから保護者のモンスターペアレントのような問題ほとんどありません。お陰様で先生方は生徒の学習指導と部活動の指導に全力であたることができます。ですから環境は整っていると思います。ただし探求型の学習であったり、あるいは家庭学習であったりという時間が少ないのです。家庭学習においては1時間以上勉強してるっていう子どもは少なくないのですが、2時間勉強するって子どもは極端に全国と比較しても県と比較しても少ないです。ですから、そのところに問題があるのかなと思って、いかにして興味を持って家庭学習をしたり、いかにして探求型の学習をしたいというのを今、先生方と模索しているところであります。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

私この学力テスト2016年にも聞いておまして、その時の教育長の答弁が「読む力の向上そして探求型学習への転換をやっていききたい」というような答弁でありました。今年から高校では探求科という新しい学科ができて、県の教育委員会はその探求力の向上について、やはり詰込み型だけの学習じゃなくやっていききたいというようなことでやってると思います。先ほどの教育長の答弁でもその県の教育委員会でやっている探求型学習の推進ということでおっしゃいましたけど、では、具体的にどういったことをやってるのかちょっと教えていただけますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

各学校、各々努力しておりますので各事業のことを詳らかにすることはできないのですが、簡単にいうとこういうことなのでご理解いただきたい。基礎基本をハードルだとします。基礎基本というのはハードルの場合にはハードルをジャンプする能力があること。それから速く走れること。その2つがあると思うんですね。でもその2つがあってもハードル勝てないんですよ。ハードルの大事なものはハードル間を奇数で歩くんです。そうすると左足だったら左足だけで跳ぶことができる。偶数で歩くと右と左交互に行くんですね。おわかりでしょうか。じゃ跳びますね。ハードルを跳んで右足で着地しました。次に1歩、2歩、3歩でいくとまた右足で跳ぶんです。で、右足で着地するんです。また1・2・3で跳ぶんです。そうすると得意足の右足だけでいけば速いですね。偶数でいくと1・2・3・4で右がいった。落ちて1・2・3・4で左がいくんです。両足の柔軟力が平等でないと勝てないんです。

ですからハードルで勝つには、速いという基礎能力と跳べるという基礎能力のほかにハードル間を奇数で走ったほうが得だということを考える能力が必要なんです。これが探求型ですね。

今、小学生の北小学校と南小学校の6年生にこういう問題をさせています。これは高校入試の問題です。しかも20点の一番難しい問題です。これ山形新聞のものをコピーしないで私が図を描いてさせるんですが、全員取れます。20点。小学校6年生ですよ。中学校3年生の入試問題が解けます。これは、小学校6年生の基礎能力で考えさえわかってくれば高校入試が解けるっていうことなんです。探求型学習をするということはそういうことで各学校の先生方、今がんばっていらっしゃいます。今学んでいることをどう使ったら自分の能力と知識をどうすべて使ったらこの問題が解決できるかっていうことですね。なんでそんなことをしてるかという、これからの社会というのはアメリカだったりヨーロッパだったりをまねて追い越すことではありません。今持っている知識をすべて使って新しいものを生み出す時代になります。今の小学校6年生が40歳になったとき、今ある仕事の半分以上はもうないです。新しい仕事をつくらなきゃいけない。ですから探求して自分の課題を解決して新しい力を生み出す力を付けたい、これが探求型です。2年、3年前ですか、読む力と言われましたけど、新聞活用によってお陰様で読む力はだいぶできました。まだまだ遅いですけど。ただ今度は読む力を家庭学習にでも出来ればなというふうに思っておるところであります。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

探求型という昨日か、インターネットの記事で1円玉の直径が何かするとこの100円玉と500円玉どっちかかっていう正答率が13%どがで、非常にこの難解な問題だどがで、私も詳しくは見てなかったんですけど、そういった難しく我々の小学校の頃などとは違うような勉強、大分増えてんのかなというふうにも思いますけど、県の平均よりも3ポイント縮めたということでもありますけど、まだまだ下であります。やはりその詰込み型ではない中でそのこの探求型、ゆってみればその国語 B だとか算数 B だとかかっていう、そういったものを伸ばしていかなきゃなんないという国の流れの中で、言ってみれば県も町も遅れてるのかなと。現状はまだ満足できる水準じゃないのかなとも思いますので、引き続きこのへんは頑張っていただければなというふうに思います。

先ほどあの教育長から新聞について読む力も大分向上しているというようなことで答弁ありましたけれども、これも私2年前に新聞を読むと学力が向上するというような記事を見まして、当町でも新聞を見たらあの学校に活かしたらどうかということで提案させていただきましたら、山形新聞社なんかとも手を組んで、すぐ県内いち早く導入したというような経過がありまして、その点については私も感謝申し上げたいなというふうに思うんですが、その新聞教育の中身、4校そして各クラスある中で様々かなというふうにも思います。どうせだったらやっぱり役立てていただきたいなとも思いますし、そうした中で現状どのような内容の教育になっているのかとか、活用をもっと有用にしていくなめの手立てなど考えてらっしゃればお伺いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

前段におっしゃったように、確かにまだ大石田の学力は伸びておりません。大変残念に思いますが、また県のほうでの期待も大変高い大石田町です。伸ばしてあげたいというふうに思いますが、それにはさっきのハードルで言うと走りができるようになった。跳べるようになった。考えて奇数

で走れるようになった。あとは練習量です。その練習量が家庭学習に来るので練習量を増やす手立てをしたいというふうに思っております。

新聞についてですが、小学校についてはどのように使っているかわかりませんが、私の望みとしては小学校では新聞を読んだら1日1人か2人その感想を発表してもらえばなど。その感想が書けるようになればなどというのが私の理想であります。中学校は大変素晴らしいことをしてまして、書写と書いてですね、自分の気に入った新聞の記事をそのまま写すんです。一定の時間に。そうすると、文章の書き方がわかってくる。新聞を写すことによって。特にあの論説的な論理的な文章を書く能力が付く。これは私も工業高校で教えてるときにさせたことがあります。大変付きます。それから2つ目は漢字を自然に書くこととなります。最初はですね、一語、一語ずつ写すんですよ。ところがだんだん慣れてくると一文ずつ写します。一文暗記できるということですね。そういう能力が付くし新聞のその論説的な書き方、論理的な書き方というのを学ぶいいチャンスかなと思います。そのようなことをしていただきながら付けたいというふうに考えておりますが、各学校には各学校の方針がございますので、望みは望みとして先生方と話し合っていきたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

いろいろある中で、やはりどうせその新聞があるのであれば、あのやはりちゃんとあって良かったなという事後報告できるようなものがないと、たとえば議会的にはいけないと思いますんで、引き続きお願いしたいなというふうに思います。

最近の記事では新聞を読む親が子どもの前で読むと、その子どもは成績が伸びてるなんていう統計データもあるようですんで、様々ないろんな方がその研究してらっしゃるとは思いますんで、家庭と合わせてそういった読む力の向上なんかは生涯大事なことになってきますんで、小さいうちから育てていただければなというふうに思います。

そうした中で先ほど来あるのがその家庭学習について何度か出てきました。やはり親の立場として子どもに勉強しろってよく言うんでしょうけど、勉強しろって言われてはいわかったっていう子どもばかりじゃないのもやっぱり、私も子どものころ親のいうように勉強したわけでもないんですけど、そうしたところが課題でありますし、その中でも最近はそのたとえばタブレットとかが増えてきて、いつまでたってもその勉強に集中できる環境っていうのがないのかなとも思いますけど、その中その頑張っていくかなきゃなんないっていうその家庭学習の充実さっていうのは、これはやっぱりこのたとえばPTAとかいろいろ話はしてらっしゃるんですけど、そうしたあの啓蒙などはどのような状態になっているのか、お聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

家庭学習は永遠の課題です。我々の頃も少ないと言われましたし、たぶんここにいらっしゃる議員さん方の時にもそう言われてきたんじゃないかというふうに思います。

大石田町では昨年からの一つのこと、そして今年度に入ってさらに一つのことを挑戦しております。一つ秋田県の由利本荘市というところがありまして、大変素晴らしい教育をしてるんですね。全国トップの中でのトップ。一朝一夕でできたものではなくて20年、30年かかって秋田はトップに躍り出るわけですが、その学習、授業方法が大変おもしろい。黒板にですね、ノートにノートをっていうか、黒板に板書するでしょ。その板書したと同じものを同じレイアウトでノートに書かせるんです。そ

うすると家に帰ってそのノートを見ると授業風景が浮かぶっていうんです。ですから、家に帰って宿題をしようかなというときにノートを見ると、授業中に先生この順序で書いたなというのがわかる。そのようなことをしてみたらどうだろうということで今話してあります。大石田小学校さんでもいろいろ挑戦してますし、北小学校さんなんかはノートの大きさまで変えてやっています。ただまだまだ定着してないんですよ。秋田で20年、30年かかったところを1年で大石田でマスターするというのは、その使い方のノウハウはまだまだです。でもそれは大分進んでいるのではないかというふうに思います。

2つ目は、今年度あの議員の皆様方からも予算を付けていただいてタブレットを導入しました。同時にロボットを導入しました。先日大石田小学校の子どもたちもやりましたよね。あれはこれからの勉強です。ですから、ロボットをどう動かしたらいいかのプログラムを家で考えてくればいいんですね。学校に来てからやったんでは間に合わないんですよ。自分でこんなことをしてみたい、だとすれば、どれぐらいまっすぐやって、ここで左に曲がって、ここで何回か回して戻ってくるのか、言うのをね、ゲームのように自分で考える力を付けさせたいんですね。そうすることによって先ほどの図形の問題にしても、文章を書くことにしても論理的思考力が出てくる。そんなことをさせたいと思って、全国でも早いほうだと思います。大石田はロボット導入したのが。来年から使うはずが早速この前から使っていました。驚きました。子どもたちの能力はすばらしいです。自由に使いこなします。楽しみにしておるところです。今のところその2つで、こう勉強しろでなくて勉強したほうが伸びるっていう実感を子どもたちに付けてあげたい。まだまだ試行錯誤のど真ん中ですが、再来年から学習指導要領が変わりますので、来年にはなんとかしたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。タブレットこれからやはりアプリ、ソフトなどで様々より学習が身に付くようなことをやってくണ്ടらうなと想定しておりますので、そのへんは今後見守っていききたいなというふうに思います。

先ほど由利本荘の話ございました。私どももあの秋田とトップ争いをしている石川県などを訪問して、勉強して、のがやはり先生たちも一生懸命やってるっていうのがあのわかるわけですね。そうした部分、先進地に学ぶということがやはり大事だと思いますので、耳の穴かっぽじてアンテナ高くして、いいところはどんどん吸収してぜひこの向上策練っていただければなというふうに思うところであります。

その中でその当町では県内で一番初めて行いましたコミュニティ・スクール大石田学園運営委員会というものをつくってですね、その子どもたちに小中一貫の中でいろんなことをやっているのかなというふうに思います。教育長もそのよく私話聞くのは、その点数争いをさせたくなくて、その町の子どもたちには15歳で夢を叶えるだけの知識を持てる教育とやりたいというようなことをよくおっしゃるのかなというふうに思います。現状、コミュニティ・スクールなど今までやってきた中で、現在どのようにその経過がなされているのか、現状認識お聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

先ほども答弁書の中で申し上げましたけれども、点数そのものについては確かに平均点は低いですが、トップもいますし頑張っている子もいます。それで、点数低いので心配したのがって挑戦

したのがこれなんですね。本当にできないんだがと。能力ないんだらうかというようなことで南小の6年生と北小の6年生に教えに行きました。来てって、教えてっていうから行きました。できるんですよ。結局能力のないわけではなくて、先ほどのハードルと同じようにどうやったらこの問題が解けるかという見方がわからない。そこだけわかってくれれば高校入試は解けるんですね。6年生で。これはこれからやっていきます。

コミュニティ・スクールをやってそこのところも共通するのですが、今の中学生、大石田の中学生は小中一貫でやったお陰でですね、小学生をどういうふうに育てたらいいかっていうのを考えております。町をどうやったらいいか。ですから、小学校に合唱を教えに行ったり、キッズタウンでボランティアをしたり、町の維新祭に参加したり、こんな中学生は日本中探してもそんなにいるものではありません。ですから、確かに中学校3年生の学力テストは低いのですが、平均は低いんですけど、子どもたちの生きる能力は素晴らしいと。力もある。ですからその時期になって努力すれば必ず伸びる力はあるというふうに思っております。それが本町のコミュニティ・スクールの成果であり、生徒指導の問題が少ない、ほとんどないです。保護者からのクレームもほとんどありません。こういうのもコミュニティ・スクールの成果だと思います。

なお、あの余談になりますけれども、その成果を本多校長先生が12月10日今度の月曜日文科省で発表してきます。全国の先生方を。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

せっかくそこまでおっしゃるんでしたら、教育長も文部科学省のコミュニティ・スクールのマイスターだ何がやってらっしゃると思います。どういった発表になんのかコミュニティ・スクールについて教えていただければ、簡単をお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

あの簡単には説明できないので結論からいうと、あの大石田で6年間コミュニティ・スクールをやってきて良かったのは、立場の違う人たちがお互いの立場を理解してきたことだと思います。たとえば先生方も私どもどの方が見守り隊でどういう活動をしてらっしゃるか。見守り隊をあることは知ってても誰がどう活用するかあんまり知らなかったんですね。もちろん子どもたちも自分の地区しか知りませんでした。でもそれを見守り隊の方々を全員呼んで挨拶をしたり、お礼状をやったり、運動会とか相撲大会には見守り隊の席を設けてあげたり、そうするこう優しさっていうかな、地域の中で自分たちが過ごしているんだという実感が持てたのがすごく良かった。あとPTAの方と部活の保護者会と地域の方々とは合わない場合もよくありますよね。そういうのが言い合う場所ができたことによってお互いの立場がわかってきた。なんで保護者がこういうふうなことを言うのか、なぜ先生方はこう思っているのか、なぜ中学校の先生はこう思っているのか、なぜ小学校の先生はこう思っているのか、みんな文化が違うんですね。その文化の違いを理解して協力できるようになったというのが私は一番良かったと思っています。全部話すと90分かかりますので、このへんでやめておきたいと思っています。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

先日、新潟県の胎内市の皆さんがお越しいただいたときに、私も総務文教委員長として教育長のコミュニティ・スクールの話聞かせていただきまして、実感したのが大分しゃべ方も進化してるなと、上手になってるなというふうに思ひまして、引き続きですね、あの毎年同じことをやってるではないと思いますので、向上心を持ってしっかり頑張ってもらいたければなというふうに思います。

3点目のスポーツテストに行きます。

これ2015年に私が聞いたときにはですね、その時の答弁では中学校の4年間、ずーっとこの体力が低下する傾向であったというような答弁でした。それから3年経った中で、ほの各年毎のどの傾向ですね、あのどのようになっているのか、ずーっとこの能力が低下する傾向なのか、そのへんの状況どういふふうになってるのでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

学力については子どもたちの将来の豊かさを生むためには学力を付けなきゃいけないと私思ってますが、体力については将来の健康寿命の向上のために付けなきゃいけないというふうに思っています。4年前確か歩く能力も落ちているということで、中学校は3年前から駅から朝歩くようにしました。お陰様で基礎体力のほうは減少が少なくなったと思っています。ただ正確に比較したわけではありませんので、体力が落ちているかどうかは運動能力が落ちてくるかどうかはわからないのですが、体格的にはすべて良くなっているというふうに思います。ただあのこういうふうなこう表をつくってみますとですね、赤いところが県よりも10%いいんですよ。青いところは10%悪いんですよ。ですから悪いところ少なくなってるんですよ。そういう面ではいいんですが、赤も青もないところがあります。こっちから皆様側からいうと右から3つ目50m走です。それから左から3つ目これが長座の体前屈ですね。これが悪くはないけどあまり良くはない。50m走というのは基礎体力です。毎日歩いているか、毎日走っているかによります。50mですから。これがそんなに高くないということは、やはり日常的に歩く歩数は少ないんだらうというふうに思います。

それから、長座体前屈がそんなに良くないということは体が硬いということですね。座ってる時間が長いのではないかと。運動したり横に動いたり、あるいはあの物を取ったりというのがあまりしないで、家の中で座っててもすべて届くのではないかとというふうな気はします。このへんは分析しながら、校長先生方と話しながらどういふふうにやったらもうちょっと良くなるか考えてみたいと思います。でもいづれにしても赤が多いということは、子どもたちの20年後、30年後に向けて健康寿命の増加に向けて、いい傾向にあるのではないかとというふうに思っているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

このスポーツテストのいいというのはですね、心身ともに健康で活力ある社会を築くためやっけるわけでありまして、先ほどの答弁で言いますと、1、2年で5年女子がいい数字でとか、立ち幅跳びがいい、握力はすべての学年で上回っているとかっていうふうなことはありました。教育長おっしゃったように、中学校ではそのスクールバスの人も歩くどがってしてますけど、たとえば大石田小学校なんかは一番遠い今宿からでも歩いておりますし、たとえば南小、北小はスクールバス機関がなっていると。そうしたその分析といってもそのどこまでできるかはわかりませんが、そうしたその当町の子どもたちのその傾向っていう分析っていうなやっぱり大事だと思います。先ほど教育長も分析していきたいようなことを言いますが、やっぱり真剣にやんなきゃなんないと思いますけど、その

へん答え出ますか。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

分析は今のところ個人、あるいは各々学校でやってるぐらいであります。町全体で分析するにはそれなりの専門家でないといけないので、今町の役場の中に教育職というのは私と主任指導主事しかありません。この2人でできるかとなると甚だ不安なところがございます。各学校の校長先生たちと相談しながら、全部の分析というよりもここをもっと伸ばしたいというところについて、どうやったら伸びるかというのを考えるのが今、我々の与えられている教職員数でできるところかなというふうに思っていますので、頑張ってくださいと思います。

なお、あの大人の方々にも運動と芸術活動と、1人1スポーツ、1人1芸術文化活動、頑張ってくださいをお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

そのやはりその私が言いたいのは、その子どもの頃の体力っていうのはずっと大人になっても続くものでありますし、たとえばスポーツクラブなどの中でその体力テストなんかすれば、体にその自信がなくてもたとえば心肺機能が良くなっていけば、その健康寿命なんかの長大化にも繋がっていくと思うわけです。そこです、その教育委員会と保健福祉課が一緒になってですね、たとえばその町民、老人クラブの協力をいただいてやったとかって言いますが、たとえばそのスポーツクラブの中で毎年こういうふうに行っていか、そういった手立て私できると思うんですね。ぜひその知恵を絞ってやっていただきたいと思うんですが、最後に一言その決意なんか聞ければと思いますので、よろしくお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

おっしゃることごもっともでございますので、今後、関係者と相談していきたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

じゃ、よろしくお願いします。質問を終わります。どうもありがとうございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上で、2番 村 形 昌 一 君の質問を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。お疲れ様でした。

散 会 午 後 3 時 09 分

第4日目 平成30年12月7日(金) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(村岡藤弥君)

おはようございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、昨日、2番 村 形 昌 一 君からの一般質問に対する町長の発言を一部訂正したいとの申し出がありましたので、大石田町議会会議規則第64条の規定により説明を求めます。産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

昨日の村形議員の一般質問、「メガソーラー計画はどうなっているか」に対する町長の答弁について、一部訂正し補足をさせていただきます。

内容は、町長から業者が林道を破損したことによりまして、それらの修繕についてということで金額を申し上げて、その状況を説明したところではありますが、これは林道の破損の修繕ではなく、昨年、業者が自ら所有する森林の中におきまして、無許可で森林を伐採、そして作業道を開設したということに対して、県から違法行為であるということで嚴重注意を受けたものであります。現在、その復旧工事を県のほうから求められまして工事をやってるという内容でありますので、訂正させていただきますご理解をいただきたいと思います。

なお、それら金額等については当方では承知しないということでもありますので、併せてご理解をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

1. 議長(村岡藤弥君)

お諮りいたします。申し出のとおり、発言の訂正を許可することにご異議ありませんか。(議員：「なし。」) 異議なしと認めます。

よって、町長の発言の一部訂正を許可することに決定いたしました。

ここで本日の議事日程について、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 星川 久 君。

1. 議会運営委員会委員長(星川久君)

おはようございます。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、12月4日開会されました本年第4回定例会の議事運営等につきましては、皆様のご協力をいただき日程通り進めてきたところであり、感謝申し上げます。

さて、追加提案されます案件5件にかかる議事運営については、昨日、議会運営委員会を開催し協議した結果、皆様のお手元に配付している議事日程のとおり、本日の議事日程第3号に追加して会議を進めることに決定をみた次第であります。

何とぞ本委員会の決定どおり、会議を進めて下さるようお願い申し上げます。

平成30年12月7日 大石田町議会運営委員会委員長 星 川 久。

1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日の議事日程に日程を追加することに異議ありませんか。(議員：「なし。」) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は議事日程第3号に日程を追加することに決定しました。

議事日程第3号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

これより、日程第1. 承認第6号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村

形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

専決10号です。歳入1、2ページ。15款2項4目1節農林水産業等災害対策事業費補助金259万8,000円。こちらあの中身を聞いてみますと、高温や渇水、また大雨に対しての県からの補助金ということで、町では農家に対して2回チラシを配布して周知したということですが、私もあまり関心がなかったのか、こういったあったのか全然わかりませんでした。果たして、こういった制度があるって認識してる町民、どれだけいんののかなというふうに思います。周知徹底なっただとお考えになってらっしゃるのか、町長の考えお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

産業振興課長より答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 苺 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井苺清隆君)

こういったあの最近にない天候によりまして、県のほうでも新たにこういった補助制度をつくるということで、当課といたしましてもかなりあの神経を使って幾度、2回そしてあの各会議等で周知を行っているところであります。ただしあの、紙1枚渡しながらあのわかっているつもりがというふうなことは、これに限らず私、前に担当したときもありましたが、やはりあの町民の方々もこういった情報についてはやはり目配り、気配りをしてご覧になっていただきたいなと思います。実際、議員がそうおっしゃるのであれば、その周知については不足していたということはやっぱり否めないと思いますが、今後、さらに注意を払って対応していきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

12款の2項4目1節。今あの村形君が言った農林水害の

1. 議長(村岡藤弥君)

第4回。専決第10号。他にありませんか。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

説明ではあの9件の申請があつて補助金150万が支払われたと。それから40万円以上の被害は見受けられなかったという説明ですけど、協議会でもお聞きしたんですけど、これであらかたもう復旧できだど。漏れでるところはないというふうに捉えていいんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

産業振興課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 苺 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井苺清隆君)

箇所の把握については、災害が起きた翌日早々、我々農家からも情報をいただきました。関係機関からも情報をいただきまして、それぞれあの現場を確認をしております。そしてそれが8月の5

日、6日だけじゃなくて幾度とも重なったわけでありますが、そのたびに我々、現場それぞれあの赴いております。そういった中でこういった事業に取り組む。そしてその情報を差し上げておるわけなんです。今回、今議員がおっしゃられた件数に留まったということではあります。それぞれ農家の方々の事情はあるでしょうし、考えるところもあるだろうと思います。これをもって私どもは全現場については、対応したというふうに思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第6号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第6号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第6号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第2. 議案第58号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

それでは、3点お伺いします。3ページ、4ページ歳出のほうでございます。

まず第1点目。3款2項2目8節の報償費。出産祝金25万円です。まず1点目、教育長にお伺いします。これ、28名の出生数が3月まで確定したということでの内容です。28名、昨年の平成29年度は22名、小学校の統合問題ですが、今現段階、白紙でゼロベースっていうふうには捉えております。ただ、こういった人数が続けば基準のクラス33人以内の人数が続いているという状況なので、もう想定していなければならない状況に来ているのかなと思いますので、その点に関する教育長の考えをお聞きします。

また、同じところに関して町長、今言った28名の出生数の内、第1子が5名、第2子が10名、第3子が9名、第4子が1名、第5子が2名、第7子が1名、以前もあの論議に出たと思いますが、第4子以降の出産祝金、今現段階では第1子5万、第2子10万、第3子20万。第4子、第5子大変ありがたい数字ですよ。それに対してもう一ランク上のやっぱりこう手厚い出生のお祝いを考えるべきではないのかなというふうに思いますので、その点に関して町長のお考えをお聞きします。

2点目です。5ページ、6ページ。7款1項3目の19節大石田まつりの負担金50万。これまあ雨で順延になったために、駐車場の協力金の見込みがなくなった分というふうな説明を受けました。これに関して町長にお伺いします。花火は速やかな順延の判断は良かったんですが、成人神輿はどうするのという段階で一番最初は中止、明日もやりません。それが第一報で回りました。その後。やらせたい、やらせたいけどできない、様々錯綜があって結局翌日やることになりましたが、実はあの翌日にはあのもう大石田を離れて今の居住地に戻るという方が大変多かったんですよ。なので、できる、できない、かなり錯綜しました。なので、そういったことがないように花火、雨で順延するのは極まれではございますが、あの参加者、成人神輿の参加者に対して順延になった場合、可能な人間は誰々なのか、そういった場合できるのかどうかっていうものをマニュアル化して、準備してスムーズな対応をするべきでないかなと思いますので、その点に対して町長のお考えをお伺いします。

3点目、7ページ、8ページです。10款3項3目の中学校の施設整備費に関連しまして教育長に1点お伺いします。

昨年の6月に中学校の体育館下のピロティ、土ぼこりがひどくてなんとかならないか、散水栓を設けてはいかがですかという問いに答えた教育長は、確認して検討しますという答えをいただきました。その後もやっぱり土ぼこりは当然ひどいまま、先日も関係者の保護者から相変わらずひどいよと、もの冬しまうどボーボーで真っ黒なるよ。まだなんとかならねんがってという声があったものから、その後の進捗とか考えとかをお聞きします。以上、3点お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

確かに出生率のね、低下は気にしておるところでございます。昨年もその前から大分少なくなっているのですが、ただ、本当に統合がいいものかどうかということ为先年来、町長とも話し合っておるところでございます。ただ、現状が現状ですので、正式に検討するべき時期かなというふうにも思っております。いずれ検討に入るかと思いますが、時期はまだ確定できませんのでご容赦下さい。

ピロティについては、課長より答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育文化課長 荒井義孝君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

全員協議会の席でも話をしましたが、現場の状況もう一回精査をして検討したいというふうに申し上げました。ただ、前の答弁もありますけども、それを受けて学校とも話をし、ピロティのいわゆる土の整地については丹念にやっていただきたい。さらにどうしても土ぼこりがひどい場合には、ホースを延長して時間を見て対応し、それでも間に合わないとなれば改めて検討をしたいというふうな話をしておりますので、今後とも検討はしたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

統合の問題は今、教育長から話あったとおり、早急に統合すべきかどうかという地域の盛り上がり、そしてまた地域における学校という存在をきちっと把握しながらしなければならない問題ではなかろうかなと思っておりますので、今後の検討課題として、今の議員の考え方をもうちょっと考え方をきちっとした形の中でしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の出産祝金の問題、やっぱり先ほどあの昨日も遠藤議員からのお答えありましたとおり、大石田町は一世帯当たりの人数が非常に多いということ。それに関してまた今、子どもの出産の状況、家庭状況を今、岡崎議員がおっしゃいましたけどもその通りで、一世帯の人数が本当に3子、4子、5子、今年は7子までというようなことがわかっておりますので、そのへんの出産祝金の話を多くっていったらおかしいかもわかんないけど、考えていかなければならないんではなかろうかなというようなことを今思っているところです。これ負担は大石田町、やっぱり地方創生少なくなってる。でも大石田町においてはそういうふうに一世代当たりにみんながじいちゃん、ばあちゃん、そしてまた親たち、そして孫たちという、その世帯数が多いってところに大石田の良さを踏まえた上で、これからの地方創生人数を増やすっていうことの意味の中で考えていかなければならない問題ではなかろうかなと思っております。

あと、まつりの成人神輿の件に関して、しばらくぶりで五十数年ぶりの中止ということで戸惑った点がありました。成人神輿に関してもその前の中止云々、その後に成人神輿ができたもんですから、そういう点、主体が大桂神輿、大桂の皆さんたちが睦会の皆さんたちを主体に任せておいた点

も確かにありますんで、そのへんの意味疎通っていう点が非常に今回問題になったのではなからうかなと思っておりますんで、そのへんはきちっとやる、責任を持って成人神輿は大桂睦会だけでなく、教育委員会も踏まえた上でやるというような方向をやっぱりしないとまずいのかなっていうことの反省点はありました。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

それではまず最初の出産祝金の町長の4人目以降の、これぜひあの手厚い保護、これあの子供は宝ですにゃ、やっぱり。やがて町を守るのは子どもかな、この数かなって思ってますので、そのへん再度ご検討いただいて手厚い保護、実は全員協議会の中でもたとえばあの大山議員からもあったんですが、昔は大石田町は生まれてから子どもを育てる環境は、決してその手立て、手当は悪くはない。ただ、よそはどどんいろんなこうやり方を変えて手厚くなって、ちょっともう後手になったんじゃないのっていう発言がありました。私もそう感じるところがありますので、ぜひこれは第4子以降のたとえば50万とか、100万とか安心してそのために子どもを産む判断まではいかなくても、そういったサポートを考えていただく時期かなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

あと今、教育長からあったこの統合の件、もちろん100、ゼロの話ではなく、当然学校がなくなれば地場の活性とかそういった状況も重々わかってます。ただ、もちろんどこにウエイトを置くかですが、少なくなった児童・生徒のスポーツ面、勉強面での競争率、統合しながら競い合ってるっていう面を考えれば、複式よりはというふうにウエイトがあると思いますので、そのへんをぜひ真剣に考えていただいでもらう時期かなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、まつりの神輿の件はこれはそうすにゃ、あの当然大桂睦会なり、いろんな関連団体との連携があると思いますが、それでもあのもし雨が降った場合はこう、次の翌日になった場合は出られない人間は何人、出られる人間は何人というものを把握した上で、スムーズな対応を願いたいと思います。

あと、ピロティの散水栓の件はなかなかそう簡単ではないのは重々知っております。たとえばやり方として、あそこは土だから土ぼこりが上がるんであって、たとえば砂を載せるとか、いろんな方策あると思いますので、そのへんも関係者が使って不備のないようにだけ検討して善処していただければ。この前の話だと土ぼこりの中でやっぱりやっていると、気管支まで影響あるんじゃないのっていう親も中にいたもんですから、そのへんぜひ検討していただきたいと思います。答弁は結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

同じ58号の支出の3、4ページ。今ありました3款2項2目8節報償費の出産祝金に関連いたします。

今、岡崎議員からも出産祝金もっと増やしたらいいんじゃないかという話がありました。結局は子どもは町の宝だという中で、町の人口問題云々もすべて関係してまいるかと思えます。私が言いたいのはここです、子育て支援という中で、町がなぜやらないのかなあということの一つ質問させていただきたいと思います。というのは、今、冬になりましてこれからインフルエンザがもしかしたら流行るかもしれない。国保の関係でも、一旦インフルエンザが流行ると数千万が動くから基金があ

ったほうがいいっていう話をされました。だったらまずはならない手立てを講じる必要があるのではないかなと。特に子どもさんですので、インフルエンザにかかれば高熱が出て他に障害が出るということも考えられます。それを防ぐためにも予防注射っていうのは当然必要なのかなというふうに思います。現在、大石田町ではインフルエンザの予防注射に関して全然助成がなってないんですね。これはなんなんだろうなと。今までの大石田町の歴史の中で子育て支援、いろんなものをずーっと先んじてきたのに、なぜこれだけないんだろうと。毎年さっきあの言った、インフルエンザが流行ると国保税まで響くっていう話もしてらっしゃるのに、じゃ、なぜその対策をしないのかな。これに関して最初1回、3回しかありませんので、町長、この予防注射に対する助成、考えますか、考えませんか。やりますか、やりませんか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今、大山議員の指摘したとおりで、私自身本当に申し訳ないんですけども、インフルエンザの予防注射は孫も昨日、一昨日やってきたという、インフルエンザやってきたっていうようなことで帰ってきたんですけども、補助ができると思ってました。その点、本当に申し訳ないなと思っております。そういう点で、今後インフルエンザに関してはしなければならぬ。はっきり言えば、尾花沢はやってますけども、村山、東根はやってないような状況の流れの中で今までやらなかったのかなあ。でも7町村ではやってるっていうようなことを聞いてますし、本当に今までやらなかった点、非常にお詫びしなければならぬなと思って、今後やるような形の中でさせていただきたい。来年度からです。そういう形の中でやらせていただきたいなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

6 番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

あのその話を聞きまして、大変良かったなと思います。結局はやる、やらないをここで表明していただけるかどうか問題だったんですが、今来年度からという話もありました。当然それはやっていただきたいというふうに思うんですが、今、町長お話したとおりですね、たとえば他の市町村でやってる、やってないっていうことを考えますと、県内35市町村の中で市はやっぱりちょっと少ないんです。13市中、5市だけです。これは人数の関係もあるのかと思いますが、町村に関していきますと、22町村の中で19町村がもうやってるんです。やってないのはですね、三川町と庄内町、あと大石田町だけなんです。村山7町では6町大石田以外はすべてやってます。山辺、中山、河北は1回大体1,500円から2,000円。西川、朝日、大江は2回とも2,000円から2,500円です。あのインフルエンザっていうのは、6ヶ月以上13歳未満の子どもさんは2回接種が望ましい。1回の接種で1回目は3,800円、2回目は2,100円、合わせて5,900円かかるんですね。13歳以上になりますと1回でいいよと。3,800円。65歳以上は1回1,900円という形になってます。この中でやっぱり全然それがなってないということで、今問題になっているのは町の若い世帯、子どもさんを持ってらっしゃる世帯がですよ、大石田では助成がない。尾花沢市は先ほど町長が言ったようにあるんですね。尾花沢市は去年は1回だったそうです。1,900円、3,800円、1回目の3,800円の中の1,900円半分です。今年から2回目も2,100円の分を(議長:「もう少し簡潔に。するてゆったんげ。」)1,900円してやってるんですね。で、今の若いお母さん方は、大石田でないからんじやなかったら今、医療費ゼロですよ。医療費はゼロなんでかかったらお医者さんにかかればいいんだっていう考えだそうです。そういう考えはちょっとおかしい、親としては本来はまずいのかな。やっ

ぱり子どもさんの健康を考えた場合はならない方策をした方がいい。ただ、経済的な面が大きいということを考えてそういうことになりますので、ぜひやっていただきたい。予算が絡んでくるというふうに思います。やっていただくのは大変いいと思うんですけども、できれば今年から、あと5ヶ月ぐらい効くそうなので、12月いっぱい補正でもなんでもいいですから、専決でもいいですからやっていただきたいというふうに思うんです。で、予算は新たに組む必要はない。というのは、いわゆる当初予算があります。当初予算で4款1項2目の予防費の中、13節委託料の中で毎年あの当初予算組んでますよね。当初予算組んだ部分を最終的に3月ぐらいにもうこれが必要ないというので減額をしてるんです。そうすると、私のところにある予算、決算書の中見ますとですね、27年度においては最大125万ぐらい不用額が出てます。28年度は143万9,000円ぐらい出てる。昨年度、29年度で言えば184万ぐらいの不用額が出てるんです。この不用額出さないでそのままこれを利用して助成を出すとすれば、なんら補正を組むこともないし、予防注射の助成がすぐできるということになるんですが、いかがですか。町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私も考えてみましたけども、今までやった人たちもいます。その点において、たとえばあるお医者さんに行けば領収書云々、いろんなもらってこない人もいますし、そのお医者さんたちが本当にいろんなことで煩雑して、いろんなことで困るのではないのかなという点もありますので、そういう点も事務煩雑ということも考えて、来年度からきちとした形の中でみんなに知らせをした上でやったほうが、私自身は今年ではなくて来年度からというような形にしたいとは思ってます。そういうことです。事務的煩雑ということも踏まえた上で私は来年度から、最初っからやるというような方向でいきたいなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

んじゃ、それはしょうがない。そういう考えであれば来年度からぜひ行っていただきたい。ただ一つだけお願いしたいのは、今言った6ヶ月から13歳未満ですから13歳の方対象にならないんですね。ということは13歳以降、特に中学校今の3年生に関しては、やっぱり受験を控えた中でインフルエンザにかかるっていうことは大変なハンデになるし、もしかしたら受験できないっていうようなことも出てくるかもしれない。他の市町村でもやっています。中学校3年生に対しては完全に補助を出してるってところもあります。ぜひ今からでもやった、やらないっていう人、出てくるのかどうかわかりませんが、中学校3年生に関しては全額補助を出して、体調を守ってあげるということをぜひ考えていただきたい。そのへんだけやる、やらないっていうのはあれだけど、町長の考えと対策、対応をお聞きして終わります。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

中学3年生に関しては検討したいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

議案58号の歳出の5、6ページの最上段に関連してお伺いしたいと思います。

あの、これはあの来迎寺在来種の種子の選別ですけども、これまでも何度かそういった予算があったと思いますけど、そばの大石田町ではそばを売り出しているわけですので、種子選別と同時にその種の栽培、これ議員間でちょっと話になりましたけども、白鷺などで栽培したという話があったんですけども、白鷺ですと川があっても川越えるぐらい花粉が飛ぶんだそうです。ですからこのそばは町にとって非常に重要な産業というか、そうなってますので、たとえば、涌谷町あたりがそばづくってるかどうかわかりませんが、いわゆる交配しないような形で、より純粋種を残していくと。これは芳賀議員が質問すべきだったかと思うんですけど、そういうなご町長、ぜひこの将来に渡ってやっぱりそばの栽培大事だと思うんでよ、そういった将来を見据えた形でのこの先手を打つとか、そういうごどを考えてもらえないかという点が一つです。

それからですね、次のページ、7、8ページにあのちょっとおっきい金額ですけども、小学校、中学校もほぼ生徒が利用するところには冷房が付くということで、非常にこう安心して一つのおっきな前進があったと思うんですけども、冷房の話ではなくてですね、あの先ほど岡崎議員からもありましたように、あのもうすでに6年先の小学校の人数もう出で来ると思うんです。やっぱり岡崎議員同様、情報共有といいますか、資料がありましたらいただければ、お互いにどういう人数になる、学級編成になるがっていうな想像つぐど思いますので、ぜひ資料をいただきたいと思います。

それがら、これ昨日かなり教育長はじめ町長に質問しましたけれども、今日、山新にスクールバスの事故出ております。やっぱり、初期対応、教育長一人でいろいろな判断するっていうのは、この記事の中には判断の甘さとか、判断のミスというふうに分言ってますけど、やっぱり、町民の命にかかわる事態などという場合は、複数あるいは課長の方々も入った中で判断していただかないと、教育長だけにこの判断ミスどが、判断甘かったなんていうごどでゆってられないと思いますので、そこは町長からちょっと、金額ではありませんけど命の問題ですので、初期の動作を町長にしっかり考えていただきたいと思うんで、3点といいますか、答弁できる範囲でお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

その種子保存という形で今年予算を置いたわけですけども、今現在、白鷺でやってますけども、白鷺でやれるところだけはやって、そこからどういうふうな形の中、専門家でも、ここではもう種子が飛ぶ云々という形の中で指示を受ければ、その都度考えていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

初期対応どがないどがは、町長でいいんねがつす。全課を挙げての共有どが。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

遠藤議員からも昨日もお答えした、今後こういうことのないように配慮したいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

出生数が変わるたびに我々も6年後までの人数の推移をつくっておりますので、ご要望あればお渡ししたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

他の2つはわかりましたけども、あの町長そのないというがな、今後においてはそのようなことのないようにしていきたいという答弁でありましたけども、ないようにするための体制ですにや、連絡網、情報の共有、今議長が言われましたように情報の共有を素早くやると。重大な事態、重大でない事態でもそうでしょうけども、情報の共有を素早くやる方法を取らないと、やっぱり教育長、議員みんな大変な思いするわけです。ですからそのへん、もう少しこのないというがな、ないようにするというだけでなく、やっぱり体制どしてつくるべきではないかという点で何か答弁いただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

危機管理対応はいつでも取っておるつもりでおります。教育に関してもそういう形の危機管理対応をきちっとした形で、もう一度勉強したいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

つもりでは困るわけで、やっぱりそごらへんは三役なり、課長クラスでしっかりと体制どしてつくるど、そういうふうに考えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今現在も対応をやってるつもりです。今後ともさらに強化したいと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)

歳出の6ページ。先ほど遠藤さんからありました来迎寺在来種の選別業務の話です。これあの、これからの話なんだろうけども、たとえば2年か3年この同じようなことやってですね、今現在その来迎寺在来を植えてるその畑、田んぼ合わせて全部なんていうのかな、だんだんとう純粋種に近づいていくためにどのようにしていくつもりでいるのかっていうことなんですよね。やはりあのよくあの農協あたりから回覧板が来て種子購入っていうとね、結構普通の値段と大分違う形になるものだから、どうしてもその自分の畑でとったものまたそのままう一回まくっていう形になんのが多いんだと思うのよね。そのためにこれやっていくと、昨日の話だとそのこの50万円ぐらいで2俵ぐらいつくりたい、種を2俵つくるっていうと大体どれぐらいまけんのかなっていう感じしたんですけども、2、3年うまくね、たとえばやってくと、純粋にそのとった種を植えて、次にまたそのできた種をまた植えていくような形すれば、3、4年するとその全部交換できるような形になるんだと思うんだけど、そのへんのところは町、農協あたりどのように考えているんでしょうかね。強制的にでもその種子専用の種をまくようなことに考えているのかどうかを教えてください。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

産業振興課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

来迎寺在来の純系を保つ、確保するという課題については、非常にあの我々事務局と現場の考え方も大分違うということで、非常に難しい課題ではあると思っております。しかしながら我々といましては、現在のところ白鷺で確保したものについては白鷺で純系に近いもの、そしてそれを全農家のほうに配布したいというふうには考えておりますが、米と同じようにですね、毎年種子の更新をしなければ、なかなか純系が進まないということもありますので、これらについては今の段階で、町側ではこのような対策、対応していきたいというようなものはちょっと持ち合わせておりません。やはりあの現場からの声もしっかり受け止めてやらなければならないと思いますので、今後、関係団体といろいろ話をさせていただいて詰めていきたいというふうに思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

全協(全員協議会)でも話したんですが、10款4項4目13節の委託料の、8節もありますけども、駒籠遺跡調査発掘のことが書かれております。文化財等調査ということでありますけども、角二山の遺跡も文化財と私は思います。先だって老人クラブの輪投げ大会であそこに行って、久しぶりにあそこ角二山の遺跡見ました。本当にこうなんかみずぼらしい、今の姿本当にみずぼらしいなんかなってます。それで、あの聞いたら今その遺跡については、今あの検討中、調査中ということで話を聞きましたけども、町長、そのあそこ角二山遺跡はどういう状況になっているのか見えますか。お聞きします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

一応今年は囲うっていう形の中ではやらせていただいているんですけども、保存的な形で来年度検討中ということにしております。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

んじゃ、あの教育委員会のなので、教育長からもちょっとお聞かせ下さい。課長からは聞きました。検討中ということで聞きましたので、その中でこれからどういうふうにしていくのかちょっとお聞かせ下さい。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

角二山については、議員おっしゃるようにですね、大変あのみずぼらしい状態に上屋のほうがなってます。遺跡そのものは発掘してそのあと埋めてますので、黒曜石の遺跡そのものはそのままなんです。荒らされてはいないんです。ただ、上屋のほうがああいう状態なので文化財保護審議会でも話になりまして、なんとか建て直したいというふうに考えております。この冬はなんとか持たせたいと。ただ、あれを作り直すって業者さん、その腕を持つてる人、材料を持つてる人っていう

のがなかなか難しいんだそうです。そんなことで今、調整中でありますので、来年度予算等に出た折りには、ぜひ了解いただきたい。(関議員:「そがきはしたんですか。そがきは。囲は。」)今までそがきはしておりません。すみません。してるそうです。でもなんとか持たせてきました。ただ、中の柱がもう折れてる状態があるんですよ。なんとかしなきゃいかんと思ってます。

1. 議長(村岡藤弥君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

ぜひ今まであそこの上屋についてはうちの方がずーっと見ていまして、そがきもやっていたと思います。その方が今年亡くなって誰だったんだ、私わかりませんけども、ぜひその他にあそこ今、雑草、草が結構生えています。ぜひあそこはそんなに雑草だらけでないように整備を私にはしていただきたいと思います。ぜひ、あそこは遺跡で上屋については昔は結構子どもたちも見学に行っていたと思います。ぜひその過程も含めまして、子どもたちにこういう町にはあの駒籠遺跡というごどだけでなくて、あそこには角二山遺跡もあるんだということでやっていただきたいなと思います。答弁はいりません。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。2番 村 形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

歳入ですね。1、2ページ。14款2項5目教育費国庫補助金。冷房設備対応臨時特例交付金ということで、9月議会で猛暑対策で学校にエアコンをつつたら、補正で国のほうも付けてくれました。これから進んでいくのかなというふうに思います。ただこれ、国の国庫補助が全国的なものでありまして、近隣市町村なんかエアコン対策も進んでいくのかなというふうに思います。そこであの業者選定というのがこういった大規模な工事の中で、果たしてどのようになっていくのかというのがちょっと見えない中で、町当局としてはこの交付を受けた際、今後どのように業者選定していく考えなのかお聞かせいただければと思います。

その下、17款1項2目ふるさと納税です。順調に寄附額が増える中でいろいろ明細もいただきました。その中であの多くの町民が思っているのは、東京のあの店の補助金でいいのか。大石田のために何がなんのがって、そういう町民もまだまだ多くいらっしゃると思います。そういった声に関して町長、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

あと歳出5ページ。土木費。8款2項5目補助事業道路新設改良費。これに関連してなんですが、あの全協(全員協議会)の中で小学校の、役場小学校線のスクールゾーンの歩道がようやく見えてきたというような中で、大山議員がその時、全員協議会の中では繰越明許して来年でもいいんじゃないかなというようなことと言いましたら、その小学校線そもそも冬期間子どもたちが歩道のない中歩くのが危険だというような中で、虹のプラザと一体整備していく中で、この冬期間ようやく事業進む中で、できないのであれば小学生の危険度っていうのは何ら解消されてない。そのへんについて、なるべく早く歩道を確保しなきゃなんないと思いますが、そういった点について、町長なり、教育長なりのお考えをお聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

業者選定云々に関しては教育委員会のほうから答弁させていただきます。

ふるさと納税の話が今出ましたけども、どういう形で反問権ではないんですけども、どういう形の

中で町民の中から批判というものがあるんだろうかなということをお聞きしたいなということ。結局、東京云々、紀文さんにしろ、2社選定にしろ、いろんな形の中で町民に店は店なりの犠牲を払ったうえで、町民のためにとというような気持ちの中でやってる心意気の点もあります。そういう点でそれがたとえば町にとってマイナスっていう点がどういう点であるか。私はその中からのいただいたふるさと納税によって、町がいろんな形の中でそれを使える、そして幸せになれる、いろんな補助不足が交付金不足の中からそういうところに使ったらというようなこともできる。だからなんでそれが悪いのか、批判されるのか、お聞きしたいなという点があります。以上です。

通学路に関しては、建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

業者の選定について課長のほうより答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育文化課長 荒井義孝君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

業者の選定につきましては、まだ方向性は決定しておりません。県内もちろんですし、全国的にも相当工事については錯綜するだろうというのは当然予想していますが、近隣市町村もいろいろ情報入手しておりますけれども、まだ方向性決まってないというふうな状況です。今後、設計を発注してその間にいろいろと改めて情報収集、動向見極めながら決定してまいりたいというふうに考えてます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤秀樹君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

小学校前線の工事につきましては、大変申し訳ございません。現在繰越に向けた中でやっております。冬期間、今年の冬期間について安全の確保がということでございますが、今、降雪を前にしてあそこの工事に入ってしまうと、除雪路線として除雪もできない状況に陥ってしまいます。また、道路の整備の品質も低下せざるを得ないという状況になりますので、大変申し訳ございませんが、今冬期間についてはご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

スクールゾーンの確保、これはかねてからの私からのお願いでもあった中で、かなり交渉も難航した中で進んでいくにあたって、この冬期間ぜひその安全の確保だけはまず最優先してお願いしたいなというふうに思います。

町長からなんでと反問権のように聞かれましたけど、私も町民が言うには大石田のためになんでそんな関係ないような東京の店っていうような言い方するわけです。私のその答えとすると、町にお金が入るから町のためにはなっべつというようなことはいうんですけど、まだまだやはり町民にとってはその町に対するメリットがいまいち見えない。そのお金集めだけのために、ふるさと納税では町が奔走してるような、そんなイメージもあんのがな。このへんは議会だよりを使ってでも、また新たな手法で町民の方には周知していかなきゃなんないとは思いますが。そうした中でその総務省なんか6割とか、当町やってる中で3割というようなこの縛りをかけてくるわけです。今後ですね、このふ

るさと納税どのように持っていきたいのか、町長の考え方、方向性ですね、お聞かせいただければと思います。

あと、エアコンについて、これから業者の選定ということですが、私はあの町内業者、十分やっていけると思うんですね。ぜひその国からいただいて他の自治体でもエアコン設置が殺到する中で、なぜこの大石田は大石田の町内の業者しっかりやっけていけないのかな。使っていく必要があると思いますが、そのへんの選定、町内業者優先にという形で考えてらっしゃるかどうか、お聞かせいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

ふるさと納税に関しては、総務省からのいろんな調査を踏まえた上で、それに規格に合うような形の中でいかに納税額を多くするかっていうことだけを考えた上で、やらせていただいています。

また、そのたとえば東京の云々ということは、私は逆に協力をいただいているという点があると思います。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

エアコンの入札につきましては、教育委員会というよりも町全体の入札の動向も踏まえてだと思いますので、入札委員会のほうの判断に委ねているというのが状況でございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第58号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第5回)」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時5分再開いたします。

休憩 午 前 10 時 55 分

再開 午 前 11 時 05 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

次に、日程第3. 議案第59号より、日程第6. 議案第62号まで、以上4件を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

一つだけ。議59号。国民健康保険に関してです。これもちょっと関連してしまうんですけど、国保の財政云々というのは当然あるかと思いますが、先ほどインフルエンザに関しては大変いい答弁をいただきました。そこでもう一つだけお願いしたいのが、今、保健婦さんの間で話が出てるのは、ロタウイルスというものです。ご存知でしょうか。ロタウイルスっていうのは胃腸炎、乳幼児がかかると嘔吐、下痢症状で重症化しやすい病気。この予防ワクチンは今発売になってるんだそうですが、重症化しますと死にも至るといようなものだと思います。これに関しても乳幼児っていいですか、生後1年にも接種可能と、したほうがいいということがあるそうで、子どもさん来年度の、今年度か、28名ということですのでこういった予防ワクチンも考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

やっぱり少子化傾向あって、子どもさんたちを大事にしなければならないと私自身も思っておりますんで、その方向で考えさせていただきます。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

ただ、若干これはあのお高い。1回大体3万円ぐらいかかる。1回っていうがな、15,000円ぐらい2回するので3万円ぐらいかかるそうです。薬は2種類あるんですけども、両方とも2回合わせますと3万円ぐらいかかると。ということは、大体28人という、大まかに30人計算しても90万ぐらいかかる予算になるんですけども、そのへんも先ほど言った予算の立て方からすれば、今までの不用額でもなんとかいけるのかなと。プラスちょっとしていただければ大丈夫なのかなと。ぜひ乳幼児、いわゆる子どもさんのためにですね、考えていただきたいなというふうに思いますので、もう一回お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

なるべく検討して議員の言うとおりの回答をしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第59号「平成30年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第60号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第60号「平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)」は、原

案のとおり可決されました。

これより、議案第61号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第61号「平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第62号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第62号「平成30年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7. 議案第63号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第63号「大石田町医療給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 同意第3号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

ただちに採決に入ります。採決は起立により行います。お諮りいたします。同意第3号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、同意第3号「大石田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、追加議事日程の1. によって進めてまいります。議案の上程であります。

日程第1. 報告第10号より、日程第5. 議案第67号まで、以上5件を一括して議題として上程します。

日程第6. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

本日の冒頭に議会運営委員長から報告なされましたとおり、追加議案をお願いいたします。

報告第10号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」であります。

物損事故による損害賠償の和解について専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

議案第64号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第6回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ292万7,000円を追加し、予算総額53億367万4,000円とするものであります。

議案第65号「平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ92,000円を追加し、予算総額8,735万3,000円とするものであります。

議案第66号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」であります。

大石田町特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、提案するものであります。

議案第67号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

大石田町一般職の職員の給与及び期末勤勉手当の支給率を改定するため、提案するものであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げました。なお、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足説明をさせていただきます。議案書をご覧ください。

最初に、報告第10号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」です。

これについては、本来は今定例会の初日に上程すべき案件であります。しかしながら、我々事務方の手続きの遅れによりまして追加上程となってしまったこと、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

専決第11号 損害賠償の和解についての専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定により、物損事故に基づき生じた損害賠償の和解について、次のように専決処分すると。

事故発生が平成30年、今年の1月11日であります。事故発生場所が緑町地内の町道樋ノ口西1号線。石山歯医者さんのところであります。

和解の相手方ではありますが、山形市に住む 及 川 直 道 さん。

和解の原因とありますが、今年の1月11日に使用中のグレーチングの蓋に自家用車が衝突し、グレーチング及び自家用車のフロントバンパー等が破損した物損事故による損害賠償についての和解。

和解の条件といたしまして、及川さんが大石田町に対して96,012円を支払うというものでございます。

10月23日に和解をさせていただいた内容でございますが、少し詳しく申し上げますが、今年の1月11日の午後、夜の7時40分頃であります。石山歯医者さんのところを思い浮かべていただきたいのですが、クロカルの前からずっと石山歯医者さんのほうに入っていきますと、石山さんのほうに流雪溝が流れております。そこから左のほうに角が折れ曲がるわけですが、流雪溝に関しては直角に曲がれないもんですから、野球のベースランニングのようにグルっとう膨らむんですね。膨らむ形で流雪溝が流れております。膨らんだ分、道路部分に流雪溝がはみ出してしまっているのですが、通常その部分については、管理用のグレーチングを埋設しております。蓋の開かない丈夫な管理用のグレーチング。しかしながら、ちょうど向かいに住む、向かいに住むと申しますか、近隣の住民の使用ができるようにと、特別にその1枚部分だけ投雪用の蓋にしたところであります。投雪用の蓋をその方が投雪をして蓋を開けたままのところ、山形市の方がぶつかってしまったという内容であります。ちょうど1月11日というのはちょうど積雪が100cmありまして、非常に多く雪が降ったその日であります。結果的に及川さんの車の被害額が13万8,240円あります。13万8,240円。で、町側のグレーチングを直す、あるいは直す間のその町道のメンテナンスが合わせて25万2,180円になります。その示談の内容につきましては、及川さんについては

農協の保険、それから町については、町の顧問弁護士等々のご指導いただきながら積算いたしまして、及川さんのほうに6割の過失があると、町が4割だというふうになりました。それを計算いたしますと、及川さんについては町の25万2,000何某の6割を負担しなさいと。町は及川さんの損害の13万8,000円の4割を負担しなさいというふうなことがありまして、それをお互いに相殺いたしまして、及川さんが96,012円を町のほうに支払うというふうな内容になっております。今回の町のグレーチングが特殊なものだったということで、非常に25万という高い費用になってしまったということでございます。

補正予算書をご覧いただきたいと思っております。議案第64号であります。平成30年度大石田町一般会計補正予算(第6回)であります。歳入歳出予算の総額に292万7,000円を追加いたしまして、53億367万4,000円をするものであります。

補正内容については、特別職と一般職の給与の改定にかかるものであります。改定の中身につきましては、後ほど改正条例の中で説明させていただきたいと思っております。

次の補正予算書をご覧ください。議案第65号で平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)で、92,000円の追加をさせていただきたいというものであります。これも一般会計と同じく職員の人件費の改定に伴うものであります。

目録の議案書のほうにお戻り下さい。5ページになります。

議案第66号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由といたしまして、特別職の職員の期末手当の支給率を改訂するというものであります。7ページの条例案でございますが、要約いたしますと、山形県の人事院会の勧告が今般ございまして、平成30年度の改正内容といたしまして、一般職の職員の勤勉手当の改定の勧告がなされました。これに併せまして、三役及び議員の皆さんの期末手当です。期末手当の改定をするものであります。0.05月を上げさせていただいて、結果的に6月と12月を合わせて4.34ヵ月の支給とするものであります。

附則の第2項に、30年の4月1日に適用するというふうにありますので、差額についてはさかのぼらせていただきまして、条例改正後に改めて差額を支給するという措置になります。

続きまして9ページをご覧ください。

議案第67号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由といたしまして、一般職の職員の給与と期末勤勉手当の支給率を改定するため提案するものであります。

11ページの条例案になりますが、これも要約いたしますと、県人事院会の勧告に基づきまして、今回は給料表の改訂、それから期末手当の改訂となっております。給料表については13ページ以降になりますが、どのような改訂かと申しますと、たとえば13ページご覧いただきたいのですが、若年層いわゆる1級ですね。1級の方々は1,500円のアップであります。たとえばそれから2級については600円、3級、4級、5級については200円から300円、6級については100円というふうな、若年層に篤い上乘せといえますか、改訂があるものであります。勤勉手当については、0.05月を引き上げるもので、これも4月1日にさかのぼるといふふうにされておりますので、さかのぼって別途支給するものであります。これにかかわる人件費のものについて、先ほどの一般会計と給食会計に補正させていただいております。

今回の特別職も一般職のほうも、条立てでちょっと難しい条例になっておりますけども、一つは、

今年度は4月1日にさかのぼって差額を支給しますよという条例が一つあって、さらには、もう一つは、来年は、これまでは6月よりも12月が少し重きをおいて多かったんですね。でも来年からは6月と12月は同じずつボーナス払いますよというふうなことがありますので、ちょっと複雑な条立てになっております。ご理解いただきたいというふうに思います。

以上、補足説明をさせていただきます。

1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

ただちに、議案の審議を行います。

日程第7. 報告第10号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)

この見ててですね、なぜ大石田町がもらえるのかというのなんだけれども、そのたとえばこれグレーチング開けた人って別に町が開けたわけでもないですよ。そのなんていうの、張本人がいるわけですよ。その人にはどういうふうになるんでしょうかっていうふうに思うんだけど、そのへんはどうなんでしょうかね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤秀樹君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

道路施設として町のほうに設置している関係上、町のほうにもその責任の一端があるということで、弁護士の方も相談した中で、町のほうで修繕の発注をさせていただいたところでございます。ご理解をお願いいたします。

なお、遅れたことについて私のほうからも大変お詫び申し上げます。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)

そのグレーチングを開けた人は何の罪もないのかなってということなんですよ。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠藤秀樹君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

開けた方については、使用中ある程度、三脚等を立てる中で注意義務についてはやった中で使用していると。そうした場合に設置管理として町のほうに責任が出てくるというようなことが弁護士からの回答でありました。したがって、町のほうで費用負担というふうにさせていただいたところござ

います。

1. 議長(村岡藤弥君)

3番 小玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

だと、その今回そのグレーチング開けた人は全く、金銭的な面も何も支払いする必要もなく済んだということ、そういうことで理解していいですか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

そういったご理解でお願いしたいと思います。なお、こういった案件がありましたので、以降については協力会を通じた中で注意喚起のほうを促しているところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

和解が成立してるってということなんでしょうけど、お互いにある保険会社を通して、保険会社からの支払いということで理解していいのか。実質負担はなかったと。ただし、たぶん相手方は事故ということで、来年度の保険料は上がるだろうということ。大石田はそういう点はどうなのか。保険料が上がるってことがあるのか。そのへんちょっとお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

今回の支出、支払いの関係は、及川さんは先ほど申し上げましたように山形のJA山形。JAさんが全部負担するわけじゃないようですけども、そうなります。私のほうの25万の支出については、全額町の持ち出しになります。もちろん向うから96,000円もらいますが、町のそのグレーチングに保険入っておりませんので、ていうか、入り得ませんので、保険対応にはなりません。ただ、全国総合賠償保障という町に瑕疵(かし)があった場合のなんらかの補償をする保険はあるのですけども、今回の案件は対象にならないということでございます。全額町の持ち出しになります。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

あの当然、あの警察が現場検証したと思うんですけども、ちょっとわがりにぐいのはその相手の方も道路走ってるわけで、ないというがその三脚立でグレーチング開いてますよというあれをしたとはいえ、障害物、道路の障害物になるがなていう気するんですけども、それを見だうえで、弁

護士の判断なのが過失割合判断するのは弁護士なるのが、その保険会社なるのがですけども、そういう状況の中でもその向こうにも過失があるっていう判断をしたというごどなんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

いわゆる前方不注意ということなんだろうと思います。安全確認を怠ったというふうなことだと思います。今あったように、蓋開かかっていて開けていたほうもどうなんだというご意見はあろうかと思いますが、やはり向うの JA さんもそれで致し方ないというふうになっておりますので、前方不注意と開けていた瑕疵がどっちが大きいのかという前方不注意なんだろうというふうになり6対4になったところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」を終わります。

次に、日程第8. 議案第64号より日程第9. 議案第65号まで、以上2件を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第64号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第6回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第65号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第65号「平成30年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10. 議案第66号より日程第11. 議案第67号まで、以上2件を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第66号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第67号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案

第67号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第67号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成30年第4回定例会の全日程を終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

本日、第4回町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、慎重かつ鋭意にご審議いただき、誠にありがとうございました。

いよいよ年の瀬も近づいて本格的な冬を迎えますが、今年こそは大雪にならないように祈るばかりでございます。

議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げ、お礼といたします。

大変ありがとうございました。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって、平成30年第4回大石田町議会定例会を閉会いたします。

大変、お疲れ様でした。

閉 会 午 前 11 時 35 分